
令和4年 第5回（定例）南部町議会会議録（第4日）

令和4年9月13日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和4年9月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
日程第6 発議案第9号 安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
日程第6 発議案第9号 安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書
-

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君
11 番 細 田 元 教君	12 番 亀 尾 共 三君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	亀 尾 真 哉君
		書記	本 田 秀 和君
		書記	杉 谷 元 宏君
		書記	荊 尾 雅 之君
		書記	高 雄 勇 飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	大 塚 壮 君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	田 村 誠 君	デジタル推進課長	美 甘 哲 也君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	前 田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤 哉君	建設課長	岡 田 光 政君
産業課長	藤 原 宰 君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

まず、2番、加藤学君の質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議長からのお許しが出たので、壇上からの質問をさせていただきます。

今回、質問内容は3点です。

まず、1点目は統一教会について。さきの参議院議員選挙期間中、安倍元首相が銃撃に倒れたことは、民主主義を暴力で脅かすものであり、これに関しては哀悼の意を表すものであります。しかしながら、この後、政府は安倍元首相の国葬を閣議決定いたしました。当初は国葬に賛成する向きが60%ありましたが、その後、安倍元首相が旧統一教会へビデオメッセージを送っていたこと等がテレビで報道されると、安倍元首相の国葬に反対する人が増えて、現在は国葬反対の数字がどの世論調査でも50%を超えている状態です。現在、政治家と旧統一教会の関係が大きな問題となっているのが実態です。統一教会は、霊感商法や集団結婚式などで反社会的な行為が問題となったものと言われております。今回、過去、南部町において、統一教会や関係団体との関わりがあったのかどうか、このことについて質問いたします。

2点目は、保育園の問題についてです。これは、去年の6月に一般質問で取り上げて以来の問題です。過去、南部町で、つくし保育園、すみれこども園、さくら保育園、それからひまわり保育園、この4園でアンケートを行っております。この中で特に私が問題だと思ったものは、定数削減の問題。これに関して、保育園の保護者の方で知っている方が60%、知らない方が約30%という数字が出てきました。これは、保育園に子供を通わせている保護者の方の数字であって、もし一般の方、保育に関わりのない方に至っては、多分、この30%よりもさらに大きな数字が出るのではないかと考えております。その中で、それを踏まえての質問です。

1つ、現在のさくら、つくしも、保護者を園ごとに集めて統合の問題の説明会を開催することを求めます。また、将来保護者になる方を対象にした説明会の開催をすることを求めます。3番目、ひまわり保育園については、統合後、今回運営方針がどのように変わるのか、これについて説明を求めるものです。4番目、定数削減について、アンケートでは約60%の人が減らし過ぎだと回答しております。これに対して、町はどのように考えているのでしょうか。そして5番目、保育園を町立に戻すこと、このことを引き続き求めてまいります。

3番目は、農業肥料の問題です。今年の4月以降から一部農業肥料、飼料、農薬が高騰しています。平均で約1.7倍になっているというふうに私はつかんでおります。国はこの肥料高騰の対策に対して、主な内容は値上げになった差額分の90%、それに対してさらに70%を掛けた額を補償するということになっております。つまり、値上がり分の63%が補償の対象になっています。残りの27%には補償になっておりません。今回、この国の補償政策について、町としてはどのように把握されておられますでしょうか。また、値上がり分が63%の補償ですので、国や県に対して、残りの27%についての補償を求めていくことを求めます。さらに、南部町として、この不足分の27%についての補償を単独で行うこと、このことを求めたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。2日目になりました、今日も一日よろしく願いいたします。

それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、統一教会について御質問を頂戴しました。過去、南部町において、統一教会と関連団体との関わりがあったかとの御質問にお答えをいたします。旧統一教会とどの団体があるのかは承知しておりませんので、答弁する材料は持ち合わせておりませんが、現時点で一般的に知り得る範囲に限定すれば、関係性はありません。

次に、保育園の問題について御質問をいただきました。現在のさくら、つくし保護者を園ごとに集めて統合の説明会を開催することを求める。さらに、将来保護者になる人を対象にした説明会を求める。そして、ひまわり保育園についても、統合後、運営方針が変わるのか否かの説明会の開催を求める。これを合わせてお答えさせていただきます。

保育園の統合問題に関する経緯や町の考え方については、本議場を通じ、これまで町民の皆様にお伝えしてきたところでございます。子ども・子育て支援事業計画の推進に当たり、子ども・子育て会議で議論をしていただく中で、施設の老朽化や安全性、さらには定数の問題などが大き

な課題と認識され、2園を統合し、120人規模の新たな園舎を造ることが望ましいとする意見をいただきました。また、行財政運営審議会からは、2園統合と民設民営の答申もいただいたところです。それを具体化するため、現在、保育所あり方検討委員会において、さくら保育園、つくし保育園だけでなく、ひまわり保育園、すみれこども園の保護者の代表の方に参加していただき、保育所統合に係る基本構想の策定に向けた検討をしているところでございます。この構想がある程度形になった時点でパブリックコメントを行い、あわせて各園に周知させていただきまして、保護者の皆様からも広く御意見をいただきたいと考えています。2園統合の対象とする現在のつくし・さくら両保育園は、老朽化や危険度、少子化を考えると、統合は避けられないものであるため、新たな保育園の開所に向けてよりよい施設にできるよう、皆さんの思いを満たした基本構想が策定できるように、ホームページや子育て支援アプリなどを活用し、今の子育て世代に合わせた方法で広く意見を募り、進めてまいりたいと考えています。

ただいま述べましたように、基本構想案は作成途中であることから、現時点では各園や将来の保護者の方への説明会は考えておりませんが、町の保育園に対する考え方などについて、現段階で町民の皆さんにお知らせできることを、広報やホームページでお知らせする必要があると考えており、担当課に指示しているところでございます。また、基本構想の策定後には、関係者の皆様に説明させていただくことは当然であり、あわせて町民の皆様に広く周知させていただく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、さくら保育園とつくし保育園の統合後のひまわり保育園については、子ども・子育て会議でも当面は現状のとおりとされています。加藤議員の御質問にお答えしましたように、当面は運営方針を変える考えはございませんので、特に説明会を行う考えはございません。

次に、定数削減について、アンケートでは約60%の人が減らし過ぎと回答しているが、これに対して町はどのように考えるのかについてお答えをいたします。2園統合後の定数につきましては、子ども・子育て会議において確保量の議論をしていただきまして、委員の皆様から同意をいただいたものでございます。アンケート調査にありますように、現在の定数390人を300人に削減されると、21人も保育園に入らなくなるとアンケートで表現されますと、多くの方が減らし過ぎと回答されるのは必然ではないかと感じています。誤解がないように説明させていただきますと、現状の定数は4園で390人ですが、小規模保育園、南部町ベアーズや事業所内保育所さくらキッズも合わせれば414人になります。414人から90人の定数を削除しても324人となり、令和3年9月議会でお示ししていますとおり、令和6年度の利用者数の見込みは314人と比較しても問題はないものと考えます。なお、令和2年度の実際の入所者数が321

人、令和３年度が３２４人、令和４年度には６月１日現在で３２３人と、現状で９０人程度の空き状態になっており、しかも町外の保育園に通われている１９人を差し引きますと、３０４人の利用者となっています。さらに、支援の定数につきましては１２０人という規模を示していますが、内訳となる１号、２号、３号の定数はまだ確定しておらず、あくまでもすみれこども園の定数を参考にしているにすぎません。今後、新園開所に向けて最新の量の見込みや待機児童を出さないための確保量を定めていく考えてございます。

最後に、保育園を町立に戻すことを求める。例えば、町立が公設公営という考えてございますれば、この御意見につきましては、令和３年６月議会で加藤議員にお答えしているとおり、現在公設民営化している保育園をさらに公設公営に戻すことは考えておりません。

次に、農業肥料についての御質問を頂戴しています。まず、町として、国の対策の内容をどこまでつかんでいるのかについてでございますが、国の肥料価格高騰対策の方針が、８月上旬に新聞、マスコミ報道されました。８月３０日に開催された鳥取県説明会で、国の予算資料を基に概要の説明を受けております。この対策事業の推進方法について、各市町村に設置された農業再生協議会が主体となって担っていく方向で検討が進められていると伺っております。今後、詳細が決まっていく中で、南部町農業再生協議会と連携し、随時の情報発信に努めてまいりたいと考えています。

次に、値上がり分の６３％の補償では少ない、国や県に対し追加の補償、補助を求めることを求める、そして、南部町で独自の補償を求めるとの御質問に合わせて御答弁いたします。国の予算資料によりますと、今回の対策事業は海外原料に依存する化学肥料の低減や、堆肥等の国内資源の活用を目的としており、それらの取組を行う生産者の肥料高騰分の一部を支援することとしています。生産者がこの取組を行うことで、肥料の使用量を低減することが前提にあります。国や県に対し追加の補助を求めるようにとの御意見ですが、鳥取県は独自支援として今回の国の対策に１割を上乗せすることを検討しており、９月の定例県議会に提出される予定と聞いております。このような県の動向を注視し、本町におきましても、全国の基礎自治体や近隣市町村の対応状況を確認し、肥料低減の取組に対する生産者の皆様の意向をお聞きしながら、追加支援等の必要性も含め検討を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君の再質問を許します。

２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） ２番、加藤です。

先ほどの統一教会の問題について、一般論であれば述べられるっていうことでしたけども、こ

れ一般論であれば、後まだ追加で述べられるという意味なんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。役場の持っています情報ソースの中で考えられる全ての内容と公文書の保存年限等を考慮した状況で言えば、言えば関係性はない。しかし、日に日にいろいろな関係団体があるではないかというのが新たに出ています。インターネット等で見て、これが本当の関係性なのかどうかということを、行政もそれを真に受けるわけにはなりませんので、一般的に知り得るとはそういうことを申し上げました。情報量があまりにも少ないですし、関係団体が膨大な数量が出ています。一般的に言えばといいますのは、近隣自治体がやってる程度のこととで比較すれば、南部町との関係性は見つからないということです。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、回答のあった現時点での振り返られる限りの資料っていうのは、大体何年ぐらいまでの資料が残っているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、この問題の団体との関係を町の一般事務として把握をするということは、その範疇に入っていない問題でございますので、そのことにお答えを求めることはちょっと難しいと思いますが。質問を変えてください。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） まず、今回の一般質問ですけれども、これ先立ちまして、9月の2日の日に南部町の共産党の議員団で町に対して申入れをしております。申入れ内容の4番目に、統一教会関連団体との関与についてという題で申入れをしております。この内容が安倍晋三元総理の銃撃死亡事件を機に、政治家や自治体、首長等の統一教会との関係が大きな問題となっています。統一教会は、霊感商法や集団結婚などの反社会的な脅威で多くの被害を出している反社会的カルト集団です。前文がありまして、その後に、統一教会や関連団体の集会やイベントにおいて、町長の参加、職員の派遣、祝電メッセージ等送付、講演会名義の使用許可及び町の広報物への統一教会や関連団体の情報掲載など、町が統一教会と関わりがなかったかどうか調査し、明らかにすること。2つ目、今後町として統一教会及び関連団体と一切の関係を持つことのないようにすること。この2点を申し入れしております。まず、先ほどの申入れと、それから、今議長の言われたことに関して、町のほうとしての関連事業、町の施策としてのことですが、南部町のほうで、ある団体から後援とか協賛を求められた場合、その協賛する、後援する、これに関して何か基準はあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。名義後援とか、メッセージであったり、協賛といったところの基準っていいものは、ちょっと調べんと分かんですけども、ある程度の基準というはあるかなというふうに思っています。先ほど町長が答弁したところの旧統一教会、それから関連団体ってということなんですけれども、旧統一教会に絞ってだけ申しますと、言われたように、当該団体からの集会、それからイベント、イベントへの町長の出席、それから職員の派遣要請、祝電メッセージ、それから名義後援、これらの依頼っていいものも、ちょっと調べてみましたけれども、この団体に関しては見当たらなかった。なかったということを把握しています。もう一つ申し上げますと、名義後援につきましては、総務課で決裁をするわけなんですけれども、文書保存の年限が大体1年ということになっておりますので、その範疇で見てもなかったということとでございます。それから、私が総務課長になって5年目になりますけれども、覚えている限りの中ではそういった団体との依頼とか、そういったものは実際来ていないというふうに思っています。それから、先ほど申しました名義後援の使用に関する要綱っていうのをつくっております。例規集の中に入っていると思いますので、これ見ますと承認基準というのは設けてあります。その中には特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業とか、そういったものは対象にならないようなことも書いてありますので、またこれ議会のほうに出しておきたいと思いますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 私、例規集は調べたんですけども、ちょっとよう見つけられませんでした、これに関しては。それと、今回、これ一般質問で取り上げている理由は、先ほども言いました、今後、町として統一教会及び関係団体と一切の関係を持つことのないようにすることってというのが、これが質問の本来の趣旨なんですけれども、いや、陶山町長、関連団体に関してはこれからどういうふうに増えていくのか分からないから、これに関してはもうどうしようもないみたいな発言だったんですけども、現在あるこの南部町のほうの協賛する基準のことにに関してちょっと出していただかないと、この後の質問が続けようがないんですけども、要するに現在南部町で決めている基準が、どういった団体であればオーケーであり、どういった団体であれば駄目だよっていう、その基準に関して知りたいんですが、いかがでしょうか。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時26分休憩

午前 9 時 29 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 資料ありがとうございました。これの第 4 条のところの(2)と(3)のところなんですけれども、政治的または宗教的活動に関する事業、それから、公序良俗に反し、またはそのおそれのある事業、これに関しては後援名義はやらないっていうふうにはっきり書いてあるんですけれども、これを基に旧統一教会、これに関して関係を将来、未来に立って断つことは可能ではないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 統一教会にかかわらず、反社会的な行為をする者は、この要綱の中で規制がかかっていますので、未来永劫にわたって、この要綱がある限りそのようなところとの関連性は、関係性は持てないという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） もし、今陶山町長が言われたことが間違いなければ、南部町で反セクト法みたいな条例をつくる必要っていうのは、必要なんですか、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、テレビや新聞等でしきりにそのフランスの法律を見習ってやれというような意見もありますけれども、これはやはり国の中でしっかりと御議論いただきたい内容だろうと思っています。憲法で定められた信教の自由、内心の自由、政教分離、あらゆる問題に関わることで、それを本当に真剣に議論することがベースであり、それがなくて単なる、何ていうんですか、1 点 1 点の行為を取り締まる、これは反社会であれ何であれ違法行為や不法行為は処罰されるべき事案であって、憲法で守られる事項ではない。しかし、信教の自由であったり、政教分離だとか内心の自由というものを隠れみのにして政治的な行為に使うという行為は、これは許されないということだろうと思っています。この辺りのところを国としてトータルで判断をされるべきであろうと思っています。私どもは地方自治として、今現在範疇のある中で、調べられる限りの中で、ここにもありますように政治的または宗教的活動に関係している事業であったり、公序良俗に反する行為、そのようなことに対しては、たとえ後援であり、名義後援であれ、そういうことはしないという具合にここにうたっておりますので、粛々で行うだけだと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 今言われた政治的または宗教的活動に関している事業、公序良俗に反し、それにおそれのある事業、これに関しては一切、南部町はこれから未来、関係を持たないという陶山町長の回答を得ましたので、次の質問に移らせていただきます。

今回、陶山町長の手元にはアンケートの内容は行っている、手元には届いているみたいですので、今回、幾つかの回答の数字だけちょっと述べさせていただきます。今回、８月２８日現在で、アンケートが戻っているのが、３２戻ってきてます。そのうち町が進めている町立保育園の総合定数削減、認定こども園民間移設について知っていましたかという問題、これで知っているという回答が１９、知らないという回答が１３でした。それで、この中で、何で知りませんでしたかというのが、保育士からっていうのが２、それから広報からっていうのが１５、その他が３っていうふうになってます。これ広報の中で知ったっていうのが１５で、これが数としては多いんですけども、これはあくまでも私たちが配った内容は、４園の保護者に対して配った数字がこれになっています。つまり、一般の人で、先ほども私言いましたが、一般の人で保育のことに関わってない方、こういった方は、もっと知られていないのではないかと思います。それを含めて、今回の一般質問の中で新たな説明会をしたらどうかっていうふうに求めました。その中で、今、陶山町長から出てきたのが、基本政策はまだつくってませんよと、それで、基本ができれば、説明会をするっていう説明だったんですけども、これ基本方針が決まった場合はされるっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 基本方針が決まった場合には、あらゆる媒体を使いながらやりたいと思っています。一番効果的で、さらには住民の皆さんに届けることが目的ですので、やった感のある説明会をして、参加者が１０人だとか、そのようなことをしてはならないなと思っています。十分にこれからも検討しながら、どういう効果的なやり方がいいのか、それから、住民の皆さんにどう周知徹底するのか。１０月は教育月間でございますので、今、来月の広報は教育に関する特集を組むという具合に言っています。その中で、小さなお子さんから中学生に至るまでの教育に関するいろいろなステージでの町の取組であるとか考え方を特集すると思いますので、そういう中で保育に対する広報も進めていくんではないかと思ってます。多様な媒体を考えながら、一人でも多くの町民の皆さんに町がどんなことを考え、何をしようかとしていることを広報するのは当たり前のことでございますので、全力で当たりたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 今、１０月は教育月間だっていうことで、それで１０月にいろい

ろ説明をするっていうことでしたんですけれども、これは昨日の荊尾議員の質問の続きになるんですけれども、今、基本方針が決まったら10月以降ずっといろいろな意味で説明していくっていうことだったんですけれども、それとは別に、今回委員の任期が12月末だ、それまでについていう話が出てたんですけれども、これ基本方針を決めるってというのはいつの時点で決められるんでしょうか。これ、昨日の時点では10月ですよっていうことだったと思うんですけれども。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。あり方検討委員会の任期でございますけれども、昨日の発言の中で12月という発言があったかと思えますけれども、訂正をさせていただきます。委員の設置要綱によりますと、委嘱の日から令和5年3月31日までというふうにしておりますので、申し訳ございませんけれども訂正をさせていただきます。現在、検討委員会のほうでは、基本構想の中身のほうをやっておりますけれども、次、9月の27日に第4回の検討会を開催することとしております。そこである一定のまとまりを、まとまるころまで出したいと思っておりますけれども、委員さんの意見の内容についてはまだ延長することがあるかもしれません。大体予定としましては、今回の9月の検討会を踏まえまして、10月中にはパブリックコメントができるような形に持っていきたいと予定しております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。委員さんの任期が12月末じゃなくて、来年3月末だということなんですけれども、であれば、土地の選定っていうのは、結局は3月末までっていうことになるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。土地の選定といいますのが、あり方検討会の中で何回も言わせていただきましたけれども、あり方検討会の中で候補地について評価をしていただきます。あり方検討会として点数をつけていただくと。それを受けまして、どこにするかというのは、そのほかにかかる経費のこととか、地権者のこととかいろいろございますので、それを受けてからのことになりますので、3月31日までに町として建設場所を決めるかどうかというのは、ちょっと今はお答えできません。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） これ、去年の6月議会でも、私、質問した内容なんですけれども、去年、令和2年の12月15日の子ども・子育て会議の中で、場所の選定について述べてあって、この中ではワークショップ形式で検討委員会で基本設計、用地選定を経て、令和6年度にオープ

ンを目指すっていうふうになってるんです。これ昨日の荊尾議員の話だと、1年延びて7年ですよっていうことだったんですけれども、ここの説明の時点では、基本構想の中には新たな園の場所について、これも含まれてるんですけれども、今回は10月に基本構想を出す場合、新たな園の場所についての内容は全く入らないということで基本構想を出されるっていうことなんじゃないかな。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。基本構想の中では、建設の候補地についての考え方、こういったところっていうところは出ますけれども、ここの場所にするというような、そういった特定するような形では出すべきではないと考えております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） では、選定方法について、ちょっと昨日聞いてもらいたかったことが1点ありまして、今回の場所の選定基準として、やっぱり子ども・子育て会議の中で、2つの園を統合するのだから広いところがいいよねと、それから、園の庭が広いほうがいいよね、それから、あと駐車場が確保できるほうがいいよねっていう意見がこれ出てます。現在、検討委員会のほうで検討されている場所というのは、規模的にどのくらいの平米の、どのくらいの大きさ、土地を考えられているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。現在、あり方検討会のほうで基本構想のほうを検討しておりますけれども、その中身を、今いろいろと意見をいただきながら集約をしている議論の最中でございます。その前提として保育園が建てられる必要な面積として、今ちょっとはきり数字を出せませんけれども、保育園自体の必要面積としては6,000平米から1万平米程度だというようなことでしておりますけれども、これも議論の検討の最中でございます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 広さが分かりましたので、ありがとうございます。

それと、今回、4園でアンケートを配りました。私は主にひまわり保育園で配りました。そして、その中で、御近所からじゃなくて西伯のほうから園のほうに通われてるっていう方がおられるのが分かりました。今回、人数を90人削減するっていうふうなアンケートになっている、これに関して90人も減らすのであれば減らし過ぎだっていうのが、回答が出てくるのは当たり前だっていうふうに陶山町長言われましたけれども、今現在、ひまわり保育園のほうに通っている、通園されている方の中には、西伯のつくしで通えないから、もしくはさくらでも通えないん

で、それで仕方なくひまわりまで通ってるんだよ、こういう人が含まれています。現在、単純に90人定員を減らして120人にする、新しいのをぽんと造る。これに関して、計算上はそれでいいかもしれませんが、実際のところの問題としては、それぞれのどこの園に何人必要になるのか、これをもう一回精査して人数を決めなければならないんじゃないでしょうか。それと、現在、場所の選定に進んでますけれども、その場所の選定自体も、現在の保護者のニーズ、これを聞いてから検討するべきではないんでしょうか。今回の園の場所に関しては、まだ決まっていません。3月末じゃないと分かりません。その代わり、10月の時点でパブリックコメントは求めますよ。この場合、保護者が一番聞きたいのは新しい園がどこにできるのかっていう、それが一番聞きたいところじゃないんでしょうか。また、何度も言いますが、本来であればひまわり保育園であれば、賀野とそれからうちの集落の宮前ぐらい、これが大体一番メインで通っているところになります。そこにある人数が最低必要な園の人数になります。そういうふうなことを考えた上で、どこにするべきか、それから、何人必要なのか、それを考えるべきじゃないでしょうか。それに関しては、現在の保護者と、それから将来保護者になる方々、これらの意見を聞いた上で、それから判断するべきじゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。今の御質問は、規模と場所を併せて検討する必要があるのではないか、そのためには現在利用している方、それから今後利用される方の意見を聞いた上で決めるべきではないかという、そういった御質問だったというふうに思います。現在のところも、広くというところである程度形を出すために、あり方検討会というところで意見を聞きながら、その中には4園の保護者の方、それから有識者の方、それから町民の中から若い方というような方の御意見を聞きながら候補地の選定をしているところでございます。そこで、まるっきりどこにするかっていうのを、どこがいいですかというような、全員の皆さんにどこの場所、どこの場所というようなのをフリーで選定するということではなくて、ある程度意見を今聞きながら最終的に町として判断したいと思っております。その過程の中でパブリックコメント、それから広報とかをして、意見のほうもいただくようにしたいと考えております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、副町長回答されましたけれども、現在のあり方委員会の中に現保護者の方がおられるってことですけれども、お一人ですか、何人おられますか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。各園から1名代表で出ていただい

りますので4名です。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） あまりにも少ないんじゃないでしょうか。それから、若い方っていうのも、そのくらい的人数だと思うんですけども、将来それぞれの園の保護者になる方、これらの方にもうちよ説明する必要があるんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。繰り返しになりますけれども、今、関係の方からあり方検討会の中で意見をいただいております。それで、こういった場所がいいかというのも具体的な場所ではございませんけれども、考え方について広報、それからパブリックコメントを通じて広い意見も求めるように考えております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 保育園の問題については、もともとは、私のほうは現在の2園をそのまま維持し、建て替えること、この立場からずっと言っております、これ以上やると新たに統合の園を造ったほうがいいのを前提にして、ちょっとしゃべっているような感じになりますので、この辺りでひとまず終わりますが、ひまわり保育園について、これは現況を維持するっていう、ここだけしか出てないんですけども、ひまわり保育園が一番古っていうふうに言われてます。ひまわり保育園、これ建て替えの計画っていうのはないんでしょうか。それとも、今度の10月以降のパブリックコメントを求められる基本構想の中にはこのひまわり保育園の建て替え、これについて内容が何か盛り込まれるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。ひまわり保育園に建て替えとかそういった計画、考えはあるかというのがまず一つあると思いますけれども、現在のところではそういった検討はしておりません。それから、基本構想の中でひまわり保育園のことについて意見を求めるような内容があるか、触れてあるかというような質問だったと思いますけれども、今回の基本構想はつくしとさくらの統合ということを前提にしてのものでございます。そうなった経緯の中で、これまでの議論の経緯の中で子ども・子育て会議の中であったひまわり保育園については、当面現状のままだというような、そういった経過の中では触れることはございますけれども、ひまわり保育園をどういうふうにするかというような内容ではございません。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） これも昨年の6月議会で質問したことの中でも再質問なんですけ

れども、陶山町長、最初の説明、最初の答弁で、ひまわり保育園は現況を維持するというふうにお答えになったんですが、令和２年度の子ども・子育て会議の中でひまわり保育園の問題について触れてあって、今回はとにかくつくしとさくらを統合するけれども、将来的にひまわり保育園はどうなるか、新しい園ができた場合、最終的には自然消滅するのではないかっていうふうな触れ方がこれに入っています。今回、陶山町長、ひまわり保育園に関しては、まだ建て替えの予定はないけれども現況を維持するっていう御回答でした。これは将来的、ひまわり保育園は、これは公設公営です。これはこのままずっと残されるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。荊尾議員にもお答えしましたし、板井議員にもお答えしましたとおり、今、子供たちの人口がどう移っていくのか、合併して新たにここで皆さんと議論を始めてから、当初は１００人程度生まれていた子供たちが今は５０人、もう少し前言えば成人式で百数十人の子供たちが今成人している２０年のスパンで考えたら５０人ですから、かなり、３分の１とまでは言いませんけど、物すごいスピードで子供の数が減ってるわけです。その中で、軽々に保育園の量というものを私がこの場でお話しすることはできませんけれども、今のこの、これまでの御議論を聞いてると、ひまわり保育園は今の形で維持をしようと。それは、今回新しく保育園を合併させるところに、３園合併までは厳しいじゃないかというような御議論だったというふうに記憶しております。したがって、私としては２園合併を進める。ひまわり保育園については現状を維持していく。将来にわたってはできるだけ人口を、若い方たちが結婚し、この地域で子育てをしていただきたいという思いは、皆さんと同じ思いを持っていますので、それに対して全力で町政に当たっていく、このようなところまでしか申し上げるわけになりません。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） ２園の合併に関しては、最初から言ってますとおり、現在のさくら保育園、つくし保育園を建て替えて、現在の場所に維持すること、このことをずっと求めておりますので、これに関してはかみ合いませんけれども、この問題は後の真壁議員に譲るとして、今回はさくら保育園に関しては、現状で残される、小規模になっても残されるんだということを確認したつもりで、次に行きたいと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、加藤議員。

○議員（２番 加藤 学君） はい。

○議長（景山 浩君） ひまわりです。

○議員（２番 加藤 学君） ひまわり、失礼しました。ひまわりです、訂正します。

次に、肥料の問題ですけれども、今回、昨日の荊尾議員の質問の中での回答の中で、50%も値上がりになってるよっていうふうな回答があったと思うんですけれども、これは何を基準に50%っていう回答を出されたんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。独自の情報は持ち得ておりませんので、JA等なり関係機関からの情報収集によって、大体5割の高騰だということでお示しをさせていただきました。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。今年の2月に、農協から水稻の作付の肥料についての申込みの分が回ってます。これを見ると大体が50%が値上がりになってます。ただし、この中で、6月、11月は肥料価格改定のため、価格が変更になることがありますので御了承くださいという1文が入っています。これが大体メインになってるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。詳細には分かりかねますが、そうではないかと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。この値上げの資料とは別に、全農がもう一つ肥料の値上げについての文をホームページで上げてます。この中には、なぜ値上がりになったかっていうことについて、窒素質肥料質の原料であるアンモニアの国際状況は天然ガス何とかかんとか云々といって、ロシアからやベラルーシからの供給が減りましたよっていうふうな解説になってます。そして、その中で上げられているのが窒素、窒素質の分の、この中の一番大きな量を占める尿素、これの輸入部分、これが95%値上がりになっています。それから、国産であった場合でも73%の値上がりになってます。そして、さらにリン酸質に関しては25%の値上げになってますけれども、カリ質に関しては塩化カリ、これが80%の値上がりになってます。そして、今回、11月以降もまた値上がりになるよっていうふうな可能性があります。これ、今回私がこの問題を取り上げたのは、あくまでも値上がり分の9割の、それからのさらに7割しか補助がないっていうので、結局63%の補助しかないっていうことになってます。これだけだったら、ごくごく小さく、1年間で肥料1袋とか2袋しか使わないところだったらそれでもいいでしょうけれども、大規模でやってるところ、それから集落営農をされているところ、これに関してはこの63%だけ

の補助だったら大変な痛手になります。これに関して、陶山町長、県のほうがプラス１０％っていうふうに言われましたけれども、残りの１７％、これ町の方で補助する、こういう考えはございませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。概要については、先ほど壇上でお話ししたとおりでございますので、情勢をよく調査しながら今後の対応を考えていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 今回の国が示している内容についてですけれども、私、肥料価格高騰対策、これのことについて質問してるんですけれども、町のほうの回答もこれに対する回答であるというふうに考えてよいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。加藤議員の御質問の内容は承知いたしまして、肥料価格高騰対策ということで町長のほうが答弁をしたというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 陶山町長の答弁の中で、農業再生委員会のほうが中心になって行っているというふうな回答をいただいているんですけれども、これに関して、すみません、もう少し具体的にどういうふうになるのか、分かっている範囲で結構ですので御説明をお願いします。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。町長の壇上の答弁の中でもありましたけれども、先月末に県のほうが国の資料を基に県内の自治体に対して説明会を行っていただきました。その中で、県のほうとして、国のほうとしては販売店とかＪＡとか、そういうことも示されてはいたけれども、県のほうの推進方策として農業再生協議会を核として取りまとめの上、申請体制をつくるという内容が示された状態でして、詳細についてはまだ十分熟知はしておりませんけれども、そのような体制を構築しながら、この国の価格高騰対策について県、市町村が一体となって推進をしていくという説明を受けたところでございます。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） であれば、この今回の肥料高騰対策に関しては、まだ説明があっただけで、これから先どのような方向になるかっていうことに対しては、まだ決まっていなくてというふうな感覚に取っていいんでしょうか、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。方向性としては支援体制を固めていくという方向性に間違いはないと思います。そのために、県のほうも9月議会に、その1割上げられるものを提案されるというふうに伺っていますので、全くどっちの方向に行くか分からないということではなくて、どのように支援体制がつくられていくかというような方向ではないかと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 昨日、荊尾議員に回答されたときに、農地再生っていう名前が出てきたもんですから、物すごく違和感覚えたんです。本来であれば、農協とか、あと、この中に示されている中には、5個以上のグループがあればっていうふうなことになるので、また、書類もこれについてます。だから、農協が窓口になるのが一番手っ取り早いんじゃないかなっていうのが一つと、それと、現在、肥料がどれだけ上がっているか、平均の表示を農協は農協で作っています。まだその他の販売店では作ってないっていうのが現状のはずです。現時点で、もう9月です。来年の春の、春以降の肥料を注文する、そういうときに来ます。それから、水稲に関しても注文が、早ければ出回ってくるはずですよ。であれば、今回の窓口がどこになるのか、これを一番農家の方知りたいと思うんですけれども、この窓口がどこになるのかとか、それから、どういうふうな方向に持っていきたいのかっていうのは、現在の南部町ではこれ決まっていんでしょうか、どうなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。先ほども申しましたとおり、県の説明を受けまして、町としても体制を組もうとしております。示された農業再生協議会というものを中心に窓口としてやっていきます。当然、農協さん等との連携が必要ですし、先ほど言われました、個人で買われたものが対象になるのかならないのかとか、なかなか情報の収集のし得ないものも当然あるかと思いますが、そういったものの拾い上げの体制ですとか、まだまだちょっと考えていく必要がある案件がたくさんございます。間違いなく支給ができるように、急ぎ体制は整えていかないといけないと思っていますし、それから、この国のほうの制度が今年の6月から来年の5月までという期間対象があると思っています。ですので、今年の秋のところで1回、それから来年の春に1回と、2回の申請が設けられるような構造になっているというふうに考えていますので、できるだけ早く法体制を整備、国、県のほうの内容を確認しながら、これ県の上乗せのこともありますので、県と一体となってやらないとなかなか町単独では、独自で動き出すのは難しいと思っていますので、急ぎ体制を整えたいと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） この国の政策に関しては、まだ町のほうではっきり決まっていな
いということみたいですので、早急に形を決めていただいて、それで、今年の秋の肥料の分にぜ
ひ間に合うようにしていただきたいということを申し上げて、今回この質問、終わらせていただ
きます。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、２番、加藤学君の質問を終わります。

.....

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は１０時２５分といたします。

午前１０時０８分休憩

.....

午前１０時２５分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、１２番、亀尾共三君の質問を許します。

１２番、亀尾共三君。

○議員（１２番 亀尾 共三君） １２番、亀尾共三です。議長から質問の許可を得ましたので、４
つの事項について質問をします。

８月になっても新型コロナウイルスの新規感染者は増加をし、県でも過去最多を記録した日も
あります。町民は不安な日々を送っています。新型オミクロン株は感染力の強いＢＡ．５系統の
変異株に置き換わり、経験のない感染拡大となっています。９月１０日時点の鳥取県発表の合計
感染者数は５万８,２２７人、病床率も３７.３％と示されております。全国の様子は、自主的な検
査で陽性になっても受診できず、保健所からの連絡を待つ事態になっています。医療や保健所が
崩壊しかねないような状況ではないでしょうか。国民の命を守る対策は急務です。高齢者の重症
化率、致死率の高さが指摘されており、過小評価すべきではありません。現在の事態の要因は、
６月から政府が入国、国内移動の大幅緩和をしたことです。第六波で救急搬送の困難が最多、死
者数１万人を超える最悪の事態を直視せず、第七波に備え、医療、検査、保健所等の抜本的体制
強化を行わなかったことが政府の責任であり、町民からも政府の無策に対して怒りの声も上がっ
ております。町民の命と暮らしに責任を果たす、負う身近な自治体である南部町が鳥取県、国に
要望し、次の６つのことについて問います。

まず一つ、ワクチン接種について、必要とする接種が円滑に進むよう対策をとること。２つ、
ＰＣＲ検査を継続すること。抗原検査キットを事業所・学校・保育所等を通じて国民全体への無
料配布をすること。医療機関、高齢者施設などで頻回ＰＣＲ検査を行うこと。３つ、感染症法上

の5類相当への変更をしないこと。診療報酬のマイナス改定、コロナ対応の診療報酬の減額を中止すること。4つ、保育所休園などの保護者への休業補償を徹底すること。5つ、換気機能強化への財政支援を行うこと。6つ、保育士を増員すること。保育所の体制強化を国、県に求めること。

事項の2つ目は、町道、県道の草刈りについて問います。町内の集落共通の悩みは、高齢化が進み、これまでの取り組んでいた集落内あるいは集落間の草刈り作業に大きな負担となっております。今年度の当初予算では、今、町道、林道の維持管理を行う職員を雇用し、道路の適正な維持管理を行う会計年度職員2人の予算が示されております。しかし、各集落の実情は、草刈り作業の労力は十分とはならず苦勞しており、行政の取り組むことを強く望む声を直接聞いているのが現状であります。私自身も作業に参加しますが、高齢者中心、若い方の減少が実情で、草刈り作業はどこの集落も同じ悩みです。抜本的解消を求めて問います。

1つ、町道草刈りの実際掌握をどのように捉えておられるのかお聞きします。2つ、作業員の雇用状況をお聞きします。3つ、作業を集落民の責任とせず、行政の一端としての位置づけをすることを求めるものであります。よろしくお願いします。

事項の3つ目は、安倍元首相の国葬について問います。安倍元首相の国葬は、国葬を9月27日、東京・日本武道館で行うことを岸田文雄政権が決定しました。岸田首相は、安倍元首相の業績が素晴らしいことを国葬の理由として上げました。しかし、安倍元首相の政治的立場や政治姿勢に対する国民の評価は大きく分かれ、国葬の是非をめぐっても世論は割れています。これに対して町民の多くの方の声は、今の暮らしが苦しい中、国民の生活を応援することが先決だと思う、このように話されます。国が費用を丸抱え、国葬は法的根拠などなく、内心の自由に関わるものであり、私は国葬に反対するものであります。町として国葬に呼応して何らかの行事をされるのかお聞きします。内心の自由に関わる問題ですので、ぜひこの点を十分に捉えていただきたいと思います。

事項の4つ目は、学校給食費の無料化の実施を求めます。6月議会に続き、学校給食費の無料化を求めます。政府は、自治体が地方創生臨時交付金を活用して学校給食費の負担を軽減実施することを求めています。庶民生活は収入減の中、子育て世帯家庭の出費の負担軽減を図ることを基本に、無償化の実施を求めてお聞きします。全国では8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担の軽減に取り組んでいることを文科省が9日に公表しました。以前から繰り返し求めている要求の実施が、今現在もできていない理由は何でしょうか。

以上、この場での質問です。答弁を受けたら再質問で深めたいと思いますので、どうぞよろし

くお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

答弁に当たり、診療報酬のマイナス改定、さらにコロナ対応の診療報酬減額を中止することについては、西伯病院事業管理者から答弁をいただきます。また、学校給食の無償化については、教育長が答弁に当たりますので、よろしくお願いいたします。

では、ワクチン接種の関係から申し上げます。ワクチン接種について、必要とする人への接種が円滑に進むよう対策を取ることにについてお答えをしてまいります。ワクチン接種業務については、これまでもお伝えしてまいりましたとおり、国からの委託事務となります。国からの指示の下、適切に実施していきたいと考えています。なお、県を通じて、国の責任で2価ワクチンの効果と安全性についてエビデンスに基づく広報を依頼しておるところでございます。

次に、PCR検査を継続すること、抗原検査キットを事業所・学校・保育所などを通じて国民全体へ無料配布すること、医療機関、高齢者施設などで頻回PCR検査を行うことについてお答えをいたします。PCR検査の継続については、鳥取県の無料PCR検査は9月末まで継続されており、今後も感染状況により判断されると思われます。抗原検査キットを事業所・学校・保育所などを通じ国民全体へ無料配布することについては、クラスターが発生する可能性が高い施設である学校・保育所などは、県の機能別クラスター対策チームが接触者の方など検査を受けていただくため、PCR検査キットを保健所から受領し検査をしていますので、国民全体への無料配布の必要はないと考えています。また、社会福祉施設、医療機関等で職員、家族、利用者のPCR検査を行うことへの10分の10補助制度も10月末まで延長されており、国民全体への抗原検査キット配布は現時点では必要ないと思われます。

次に、感染法上の5類相当へ変更しないこと、診療報酬のマイナス改定、コロナ対応の診療報酬減額を中止することについてお答えします。新型コロナウイルス感染症も、令和2年、中国・武漢市での発症以降様々な環境下で変異し、感染力が強毒性など症状も変化しています。特に、第七波の感染状況は過去にない拡大傾向であり、症状も第六波までに比べ軽症化している分析もありますが、第5類相当への変更については、国が感染状況などを分析して判断すべきと考えます。

次に、保育所休園などの保護者の休業補償を徹底することの御質問にお答えします。コロナの影響による小学校、保育園等の臨時休業等にに伴い仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する制度として、厚生労働省及び都道府県労働局が所管する小学校休業等対応助成金があります。本助成金は、有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額を、事業主に対して助成するもの

でございます。事業主はこの助成費を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者の希望に応じて休暇が取得できる環境を整えることができます。本助成金については、町のホームページに掲載し、周知を図っているところですが、今後も町内企業等に働きかけを行っていき、制度の活用を進めてまいります。

続いて、換気機能強化への財政支援を行うことについてお答えをいたします。換気機能強化については、第七波の感染状況からも大切な予防施策でございます。自宅などでは、簡単に窓の開閉を1時間に1回程度行うなど、ふだん使用されている扇風機や空気清浄機などで室内の空気を動かすことで十分に対応できることだと考えます。日常使用されている電化製品でございますので、財政支援等の必要はないと考えています。

最後に、保育士を増員すること、保育所の体制強化を国、県に求めることについてお答えをします。昨今のコロナの状況で、保育園をはじめとする保育現場が通常の保育に加え、コロナ対策や保護者への対応などで従来にも増して大変な状況であることは理解をしております。この状況は保育だけでなく保健師、病院、一般企業に至るまで、コロナ対策といった過重が加わっていることから、国へは総合的な対策としての新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等の延長や増額を要望することとしています。

次に、町道、県道の草刈りについて、3点の御質問をいただきました。

まず初めに、町道の草刈りの実態把握についてお答えをいたします。町道の草刈りについては、その地域の皆さんが生活道路の道路愛護や沿線の農地管理などを目的とする自主的な作業と南部町ふれあい道路サポート事業の活用により、町道のり面等の大部分が除草され、環境美化が保たれているのが現状でございます。ふれあい道路サポート事業は2つのメニューがあり、自治会等で除草作業をするのに必要な燃料を支給する燃料支給事業と、自治会等に町が指定した道路のり面等の除草作業を委託する除草委託事業があります。

次に、作業員の雇用の実情についてお答えをいたします。今年度の町道林道作業員の雇用状況ですが、会計年度任用職員、フルタイムの職員を1名、パートタイム職員を2名を雇用し、毎日町内全域の林道、交通量が多い町道や急斜面等の除草作業を行っています。

最後に、作業を集落民の責任とせず、行政の一端としての位置づけにすることを求めるについてお答えをいたします。集落周辺の生活に密着した町道の環境美化については、今後も事業を活用していただきながら、これまで同様に町民の皆さんと取り組んでいただきますよう御理解と御協力を改めてお願いをするものでございます。

次に、国葬について御質問をいただきました。9月27日火曜日に日本武道館で国葬が行われ

る予定になっております。今回の国葬対応については、国内外の関心の高さや各国要人の参列、警備体制の必要性を考えれば妥当であろうと考えています。また、本町の対応としては、現時点では国からの協力要請はありませんが、協力要請があれば必要に応じて対応したいと考えています。

学校給食については、教育長のほうから答弁をいただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） それでは、私から診療報酬のマイナス改定、コロナ対応の診療報酬減額を中止することについてお答えをさせていただきます。

医療の公定価格である診療報酬は、医師やスタッフの人件費、薬品や診療材料の購入、施設の維持管理費等に充てる本体部分と、薬品の公定価格である薬価部分で構成されており、2年に一度見直されております。この診療報酬により計算される医療費は患者の窓口負担と保険料で賄うこととされており、診療報酬がプラス改定になれば医療機関の収入は増加しますが、国民負担も増え、逆にマイナス改定となれば国民負担は減りますが、医療機関の収入も減少し、経営が厳しくなるという構図にあります。令和4年度の改定におきましては、コロナ感染が拡大してから初の改定となりましたが、改定率は、先ほど申し上げました本体部分で0.43%の引上げ、薬価部分で1.37%の引下げということで、全体として0.94%の引下げとなりました。これは5年連続のマイナスの改定であります。今回の令和4年度の改定におきましては、診療所の外来診療時の感染防止対策を評価した外来感染対策向上加算の新設や、感染防止対策加算の見直しなど、新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向けた取組が評価されておりますし、新型コロナウイルス感染症患者の診療に係る診療報酬の臨時的措置というものにつきましては、現在も継続されているところでございます。また、この10月からは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇改善を診療報酬で対応することとなったところであります。なお、こうした診療報酬だけでは対応できない医療機関の医療提供体制の構築、運営に要する経費については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用した補助制度が設けられておりまして、西伯病院もこの制度を活用しているところであります。いずれにいたしましても、診療報酬は地域の医療提供体制と深く関わっておりますし、長引くコロナの影響による収益減からなかなか回復が見込めない状況になっております。そういった現状でもありますので、全国自治体病院開設者協議会等を通じて、患者受入れに関する診療報酬について適切な評価を行うとともに、経営安定に資する財政支援を行うよう国に要望しているところであります。以上で

す。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 10 時 47 分休憩

.....

午前 10 時 47 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○病院事業管理者（足立 正久君） すみません、先ほど診療報酬の改定の部分で 5 年連続と申し上げましたけれども、5 回連続のマイナス改定の誤りでございますので、訂正させていただきます。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、私から学校給食についてお答えをしてみたいです。

全国的に学校給食費の無償化は広がっています。以前からの繰り返し求めている要求の実施の考えを聞くとの問いにお答えいたします。これまでも答弁させていただいておりますように、本町では学校給食法に基づいて、学校給食に係る施設及び設備や人件費等は町の負担とし、学校給食の原材料に係る経費についてのみ保護者の皆様に御負担いただいております。今年度の給食 1 食単価につきましては、牛乳の価格上昇、副食に係る食材の高騰を勘案し、小学校で 284 円、中学校で 335 円とし、それぞれ 3 円の値上げをいたしました。しかし、保護者負担額につきましては、これまで消費税率の改定、食材の高騰など様々な状況がございましたが、いずれのときも献立の工夫や町費負担を増やし、保護者負担額を上げることなく運営してまいりました。また、6 月議会におきまして、今後の物価上昇を見据え、賄い材料費 10% の増額を御承認いただきました。さらに、教育委員会では、就学援助制度を利用いただいている世帯を経済的な支援が必要な御家庭として、給食費の実費を学期ごとに支給しています。令和 4 年度は 71 世帯にこの制度を利用いただいております。今後も給食費の一律の無償ではなく、支援が必要な御家庭に支援を届けるという基本的な考えに基づいて、経済的に厳しい御世帯には就学援助制度を御案内し、確実に支援を届けていきたいと考えています。なお、議員御存じのとおり、本町では他市町村に例を見ない教材費の町負担や高校生等の通学定期の補助など、経済的にも幅広く子育て支援を展開しておりますことも併せて御理解をお願いします。以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 12 番、亀尾共三君の再質問を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 答弁をいただきまして、それについて再質問をさせていただきます。

す。

まず、コロナの関係のことで質問いたします。私、町長から答弁があったんですけども、まず、ワクチン接種については国の委託事業であるということで十分承知しておりまして、私もつい今月に入ってから4回目のワクチンを接種をしました。ありがとうございます。これについて、聞きますと、いや、全然やってないよという方もあるわけなんです。それで、人によってはこう言っとられるんですよ。ワクチン、コロナもそうなんだけど、実はインフルエンザも今まで1回もやったことがないんだと言われて、えっ、そうなの、どういう状況やった、幸いにも何もそういうことにはかからんでなっていることだった。それは結構なことなんだけど、しかし、せっかく全額じゃなくても補助をしてくれるんだから、やっぱり積極的に受けて蔓延を何とか防止するようなことに協力すべきではないのかと言ったんですけども、分かったとはなかなか申されません。何か拒絶というか、そういうことがあるかもしれません。確かにコロナのワクチンについては、後で熱が出たとか、あるいは食べ物の味をなかなかうまく取れなかったとかいうようなことを聞きます。私も、やった当日はそうでもなく、明くる日は腕が非常にだるくて、起きる、寢床から出るのに手をつくのが、打ったほうの側は大変痛いと思ったんですけども、3日目からはもう何もありませんでしたのでね、幸いにも。そういう状況だったんです。これ、余分になりますけども、当日、お世話になる先生が、亀尾さん、体調はどうですかと言われて、ええ、私、体調いいですよ。ちなみに言いますけども、子供の頃から予防注射で一度もトラブル起こりませんでしたって言ったら、先生言われたのが、そういう方には効き目は悪いですよと言われたんですけどね。効きがいいか悪いか知りませんが、全然そういうことに、予防注射打った後でそれに対する病気は受けておりませんので、それなりに十分効いてるんだろうと自分は思っているところです。これ、余分でした。

それから、2つ目のことで、PCR検査の継続について答弁をいただきました。県のほうで9月までに行うけども、10月以降も県のほうでこれについてはやりましょうということなんです。それで、私は、これなんですけども、ひとつ再度お聞きするんですけども、これ、症状があったら当然PCR検査はしてくれると思うんですけども、例えて言いますと、私も昨年だったんですけども、県外のほうに出まして、感染したらいけんと思って西伯病院のほうで受けたんです。それについては負担がありました。金額は分かりませんが、まああの金額だったんです。それについて、このように自分から出かけていったんで、帰ったんだけど、もし感染したらまずいなということでPCR検査をお願いした場合に、これも県のほうで無償でやってくれるんでしょうか、お聞きします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。先ほど亀尾議員がおっしゃられたとおり、例えば県外や、あるいは感染が予想される場所で行動された場合、安心のために無料PCR検査を受けるということは可能でございますので、その際、西部地内にある無料検査会場に行かれて検査していただければ結構かと思います。以上です。

○防災監（田中 光弘君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認いたします。実は、これは指定された会場だないと、何ていうんですか、無償で受けるということはできないわけでしょうか。例えて言いますと、かかりつけのお医者さん、私、持ってますが、そこに、県外出て、大阪とか都会のほう行って、ひょっとしたらなあということになったら思って帰った場合に、指定の場所だないといけないでしょうか。それとも、最寄りのかかりつけのお医者さんだとか、そういうところで受けても負担はなくて受けられるということでしょうか、ちょっと確認なんですが。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現在、鳥取県西部地内、31か所だと思われていますが、無料で検査できる場所が指定されています。仮にその場所が、亀尾さん、すみません、例を挙げまして申し訳ありませんが、亀尾議員の行かれてるかかりつけ医であれば、そのまますぐに検査をしていただけたと思います。また、それ以外の場所は無料検査場所としてやはり指定されていますので、それ以外のかかりつけ医で、もしそこに登録されていない場合は無料にはなりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 防災監、実は、私が行ってるかかりつけのお医者さんがそこに該当するのかどうかいうことは分かりませんので、何でしたら町報のお知らせでもいいですから、町報の中に載せてもらってもいいですから、受けられますよというお医者さんを、町内の、町外でもいいですけど、町内の方が多いと思うんですね。だから、そういうことに一覧表ということをお知らせを入れてもらったらありがたいですが、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。県内、東・中・西部全てですけども、無料の検査会場、施設に関しましては、現在、鳥取県のホームページでも公表されています。ただ、そのホームページまで行き着かないという方もおられると思いますので、南部町のホームページからアクセスできるようにもしておりますので、どうぞそちらから見ていただいて、無料の検査場所

がどこにあるのかいうところを確認していただければ結構かと思います。

南部町内においては、西伯病院であったり法勝寺内科クリニックであったりしますので、そういったところをよく把握をしていただければと思います。こちらからももう一度発信できるように準備体制取りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 窓口に行きまして、お医者さんの、そこに行って、実はこうこうこうで、いついつ、どこ行ってこうだったんだけど、指定されてるとこのお医者さんですよ、お願いしたいがと言ったら、そこで受け付けてもらえるという状況なんでしょうか、簡単に言えば。ただし、その日に行って、その日に、はいどうぞというわけにいかんから、事前的に予約の形になるでしょうか、その点をお聞きします。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。亀尾議員おっしゃるとおり、あらかじめ自分がこういった行動をされるかで事前に予約されることによって検査ができますので、その流れで予約していただくようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひ出かける機会、特にGoToトラベルですか、それも何か昨日だったか今日の新聞に出ております。それもやるということは、恐らく出られる機会が多くなると思うんです。ですから、やっぱりそういうことを皆さんが周知していただきたいという具合に考えますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど病院管理者の答弁があったんですけども、結局、報酬のことなんですけども、本体のほうは若干ですけどもプラスになったけども、薬価のほうはマイナスだということだと思うんですけども、今、ここで言って、にわかに、じゃあトータルからいうとどうなんだということとはなかなか難しいと思うんですけど、予測されていますと、やっぱりマイナス面のほうが多いんでしょうか、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。薬価につきましては今回マイナスになってるんですけども、実際には薬価の部分は流通単価で実際に幾らで市場取引してるかいうことによって単価を引き下げておりますので、そういう意味では、本体部分がプラスになれば病院自体というところはプラスになってくるというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。一つは、もう一つ付け加えてお聞きするんですけども、結局窓口負担についても、全体的に言うところなんだということになっても、やっぱり窓口の負担については増えるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。診療報酬の単価が上がることになって医療費自体が上がってきますので、窓口も例えば1割負担、2割負担というところも当然上がってまいりますので、利用者負担のところが増えるということで御理解いただければと思います。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。結局、事業所のほうはそうなんだけど、窓口の負担はやっぱり増えていくということに理解するものです。

それで、もう一つ、今度は町のほうにお伺いをするんですけども、保育園、保育所の休業ですね。その場合に、保護者が、仕方がない、子供だけを残しておけんからというので、当然勤め先を休んで子供に付き添ってやったり、面倒を見なきゃいかんというもので休業するわけなんですけども、その休業補償については、先ほどの答弁では厚労省のほうから事業所のほうへ直接出ると、有給休暇分が出るということなんです。私は、有給休暇については手続上どういう具合な手続踏むのか、事務的なことは分かりませんけども、それは出るとしても、有給休暇がない場合、この場合はどういう具合になるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。有給休暇がない場合ということでございますけども、先ほど町長答弁にありました、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金というのがありましたけども、もう一つ、支援金として新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金というものがございます。これも厚生労働省が所管する支援金・給付金となっておりまして、これが中小企業の労働者のうち、休業中に賃金、休業手当を受けることができなかった方に対する支援金・給付金というのがございます。これについて対応がありますので、企画政策課に連絡いただければ、ハローワークであったり所管するところにきちんとつなげていきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。国は補助しますよ、補償しますよということ言うんですけども、非常に手続の文面が難しく、例えば農業関係だったのですが、去年だったですか、

あれも、自分でなかなかそういうことを作れんわという人もかなりあったんですけども、そういう点については、やっぱりハローワークに行ったら言葉だけでできるもんなんじゃないでしょうか。そこから辺をもし御存じならお聞きしたいんですが。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。手続の複雑さというのは、事業所からも、それから該当になった保護者の関係の方々からも役場からも若干の御意見を聞いております、問合せもあります。そこで、ハローワークにつなげて、先月、ハローワークとの意見交換会の中で、そういった該当の方があれば南部町のほうからハローワークにつなげていただいて、ハローワークのほうでその申請書の記入の方法であるとか、必要な添付書類であるというところをきちんと御案内をさせていただきたいというようなところのお話も伺ってるところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。ぜひハローワークのほうに行って、必ず補償をしていただくような手続を取っていただきたいと、利用者の方をお願いしたいと思います。

それから、5つ目のところで、換気機能の強化ということで、財政でやるんですけども、町長答弁では、大体間に合うんだないか、大まかに言うと、私が理解したのは、間に合うんではなかろうかという具合に受け止めたんですけども、私は、確かに換気のことを考えますと、いわゆる窓を開けるとか、そういうことをするのが常道だと思うんですけど、ただ、あんまり窓を開けておると、防犯上非常に危険な面もあると思うんですよ。そういうことからいうと、町のほうから一軒一軒を回るいうわけにいきませんけども、行政のほうで。住民の方から換気ということも必要だということを、予防のためというんですけども、実は、私の家はなかなか壁とかそういうものが、壁が多くて、窓はあるんだけど、窓を開けるとなかなかそういうことで物騒でねというようなことがあったら、それに対する、何ていうんですか、手だてというようなことは考える必要があると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 換気に関しての件なんですけども、やはり防犯上の観点というのは非常に大事なことだと思います。ただ、この換気をされる時期、例えば風通しの一番いい時間帯というものもあります。例えば朝だったり、夕方だったり。そういった時期を少しでも風を通される。あるいは、今御自宅にある扇風機であるとか、最近皆さんよく買われてるサーキュレーターという、ちょっと小型の下から吹き上げるようなもの、そういった電化製品がございます。その電化

製品で、例えば家の、どちらかというと真ん中から上のほうをしっかりと風を回される、動かされる、そういったことで十分対応もできると思いますので、電化製品をうまく活用されることもまた一つかと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） なかなか換気ということについては、今の時期ですから開けといってもいいんですけども、これから冬になって寒い風が吹き出すと、これも大変なことなんで、もしそういうことに気をもんでおられる方があれば、積極的に相談に乗っていただくようお願いしておきます。

それから、次、保育士の増員のことなんですけども、これは、地方の出るお金がありますね。それについては利用してやるというんだと、交付金でやるということだったんですけども、確かに今、保育士さんの増員ということが必要に迫られると思います。非常に大変な状況の中でも、何とか子供たちの安全のためにやろうということもしなければという考えを十分持っておられますので、ぜひ人員の確保のために尽力していただきたいと思います。最近でもありましたね、保育の送迎のバスの中でつい子供さんを下ろすのを忘れておって、できなかったというの。恐らくこれも、私の想像なんですけども、やっぱり人員的な問題もあるんじゃないかという具合に思いますので、そういう点を行政として十分、地域の子供は地域として守るんだという立場で頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

草刈りについてお聞きます。確かに私のほうの、私の集落でいいますと、当日刈り払い機なんかのエンジン部分については、油の補助、そういうものはあります。そういうこともあるんですけども、しかし、そうはいっても安全上とかそういうことで、畦畔とかそういうところがあると危ないですよ。若うて、若い方で足腰がしっかりしてる方はいいんですけども、ある程度年配になると、もし転べたら大変だなということも起こるんですよ。今の作業員の雇用のことと併せてなんですけども、パートで2人、そして、会計年度職員で1人で仕事をしてもらってるんですけどもと言われるんですけども、これでは間に合わんと思うんです。本当に集落では困っております。私にも、先日だったんですけど、来られました。本当に自分とこでも困ってるんですよ。何とかならんでしょうかと言われたんですけども、それはあなた、私に何とかしてくれなくて、行政のほうでやっていただくように、支援していただくようお願いしたいということを、本当に心を込めて言われました。私の集落もそうなんですけども、やっぱり地域の道については、そりゃあ個人的な道路は別としてですよ、集落内の道路とかそういうものをやっぱり管理していくためには、以前のように人戸もたくさんあって、家がたくさんあって、世帯がたくさんあって、

しかも若い人があって、呼んだら出てこられるような状況ならいいんですけども、今の実情からいうと大変悩みが多いです。ぜひそういうことから、行政のほうでもっと支援するということをやっていただきたい、このことを強く求めるものなんですけど、どうなんでしょうか。

それと、答弁であったんですけども、私が受け止めたのは、これまでと同じような状況でやってくださいということだったんですけども、やれる間は、やれるところはいいかもしれませんが、実際追いつけないというのが状況なんです。私の集落でも独居暮らしが多いんです。しかも、若い独居暮らしならいいんですけど、もう年配の方、年金暮らしの独居の方が非常に多いものです。そういう方にその集落で維持せえということは、なかなか難しい面もございます。ぜひ一考、考えていただきたいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。生活に密着した重要な問題だと思います。しかし、一方で非常に均衡を失うおそれがあります。それぞれの地域にはそれぞれの課題があって、それぞれのいろいろな状況の中で生活をされています。集落の中、集落の地域の中については地域の中の自治で、例えば除草剤を散布しようだとか、そういうようなことで一定の省力化を図るだとか、そういうことも可能ではないかと思っています。その辺りについて町がどういう支援をしていくのかということも考えていかなきゃいけないと思います。しかし、これは全体の中で考えていかなきゃいけない問題でして、非常に200キロ近くある、何キロある……（「250キロ」と呼ぶ者あり）250キロある町道全般の中で、それぞれのケースがあります。私も全部を網羅してるわけじゃありませんけど、現在集中的に行政の責任としてやってるのは、住民の皆さんの手の及ばない集落間であったり山岳部分であったり、特に今、トンネルで旧町を結ぶ道がありますよね。ああいうところをどなたかにというわけになりませんので、応援していただく集落に協力いただいたり、町が自前でやって、そういうことを合わせて通行の安全を守ってるところでございますので、全体のバランスや、それから実務上の問題等も含めながら今後考えていきたいと思っています。かなり今やってる制度が時間がたってきましたので、検討課題として賜りたいと思います。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、答弁をいただきました。課題として検討されるという具合に期待するわけなんですけど、一つ、先ほど町長のほうから言いました手の届かんようなところにはやっぱり除草剤も必要ではなかろうかということだったんですけどね、これ、非常に難しいんです。環境のことを言われる方があって、除草剤なんてとんでもないよというようなことを思わ

れる人もあるんですよ。やっぱり集落内で合意がないと非常に実施は難しい面もありますけども、まあいいわいということになれば、それも一つの手かもしれませんけど、一概に除草剤でやってくださいっていうわけにはいきませんので、そこら辺も考慮してもらって、繰り返しますが、今後の課題としてどう対処していくかということを練っていただきたいという具合に思います。

最後に、国葬のことなんですけども、私は言ったんですけども、町長のほうとしては、協力の要請があればということだったんですけども、私は協力の要請があったとしても、例えて言うと、学校では早く帰るとか、休業など、そういうことはないと思うんですけども、例えて言うと、集まって何かをお話をするとか、あるいは町として半旗を掲げるとか、そういうようなことは、やっぱりみんなが心を一つにしてるんならいいんですけども、非常にこれに対してはおかしいと、特に怒って言われる方が多いんです。しかも、国のお金でやるなんてとんでもないことだと、私たちの毎日の生活がきゅうきゅうしてることは、政府は分らんのかと、けしからんということが非常に多いんです。そういうことですので要請があれば何とかしたいということなんでしょうか、どうなんでしょうか、再度お聞きします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。国の政策に関することでございますので、町政の範疇で言えば、国から何ら行事に対する方向も示されない中で、ここで想像でお話することはできませんので、その状況を見て的確に判断をさせていただきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度なんですけども、やっぱり内心の自由を束縛することに十分危険性があります。憲法で認められてるように、国民の内心の自由を侵したり、いわゆる主権は国民一人一人にあるわけなんですけど、憲法に厳密に言えば違反するような、そういうことは厳に行政としては協力できないということをはっきりと示すべきだと思います。この今日の日程の終わりの頃には、国に対して国葬についての議論があります。ぜひそういうことについて町長としても十分に気をつけて、協力すべきではないという具合に考えますので、よろしくお願いします。

最後に、度々なんですけど、学校給食、分かります。私もよくその気持ちは分かるんです。ただ、国のほうは文科省のほうがいわゆる交付金で利用してやってもいいよということあって、今全国的にどんどん広がって、もう8割以上の学校が何らかの措置を取ってると。もちろん無償化ということには全部がなってるかということは私も分かりませんが、負担軽減をするんだということをやっているわけなんです。ですから、再三、私、申し上げておりますように、ぜひこら

辺りじゃあやろうかという具合に決断をしていただきたいと思います。

最後になりますけども、実は今、決算議会です。決算の最中なんです。資料を頂いたんですけども、一般会計の中でいろいろありまして、実質収支の単年度予算とかそういうものがあります。あるいは基金の取崩しとかそういうのもあって、最終的に精査していくと、実質単年度収支は1億7,980万8,229円の黒字となっております。これ、ずっと毎年ここ続いておりますね。ですから、お金があるんだから、やっぱり子供に限らず市民が喜ぶようなことに、草刈りのことも、学校教育の関係の負担軽減を十分考えていただきたい、このことを申し上げて私の一般質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。発言の中で1か所訂正をお願いしたいところがございます。西部地区の無料PCR検査会場の数、こちらは35か所となっております。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時23分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、3点にわたって質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目、地球温暖化防止に向けて、自治体の役割と取組を問います。2015年のパリ協定を受けて政府が作成した地球温暖化対策計画は、当初、2050年までに80%の温室効果ガス削減を目指すとししました。それを受け、各自治体は、環境省の呼びかけに応じ、2050年までにCO₂実質排出ゼロ宣言をする自治体が相次ぎ、南部町も、2020年、令和2年3月に全国で81番目、鳥取県で3番目に当たるCO₂排出実質ゼロ宣言を行ってきています。その後、同令和2年10月、当時の菅前総理が、2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言してきました。

このような動きを受け、21年2月から始まった通常国会では温対法改正が行われました。主な内容は、まず1点目、2050カーボンニュートラルを基本理念に盛り込む。2点目、地方公共団体実行計画・区域施策編の策定を全ての自治体に対し努力義務としてきました。このことから、町の姿勢と取組について問います。

まず1点目、前の議会でも質問いたしました。事務事業編ができていますが、この中に町の事業である、一般廃棄物処理の事業であるクリーンセンターを加えていません。このことを、加えることについての考え方を再度町長にお伺いいたします。

第2点目、区域施策編では、地域脱炭素化促進事業として、促進区域の設定、地域の脱炭素化の取組と併せ、地域経済・社会の持続的発展に資する取組を求めています。これへの対応をどう考えているのか、町長にお伺いいたします。

2点目、町一般廃棄物処理計画書に新プラ法をどう生かすかを問います。政府の2050カーボンニュートラル、プラスチック資源循環推進法（2021）によって、日本の廃棄物行政に焼却中心からごみの減量・資源化優先への大きな転機が訪れています。我が国のごみ焼却処理に特化してきた廃棄物政策は、地球温暖化・気候危機という環境破壊につながり、廃プラの大量発生、環境汚染を招く大きな原因の一つとなってきました。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に歯止めをかけ、廃棄物行政の根幹である環境基本法、循環型社会形成推進法に沿ったごみ行政に立て直すことが強く求められてきています。この機に町のごみ処理計画が、減量化、資源化をしっかりと位置づけることを求めて質問いたします。

1点目、町の具体的な減量化、資源化の目標と方針を求めます。

2点目、発電効率を奨励する多量のプラスチックごみ焼却処理、ごみ発電、熱回収とも言われていますが、これは地球温暖化を加速させ、プラスチックをはじめごみの大量発生を促進していると考えられていますが、改めて町長の考えを問います。

3点目、町民とともに、ごみの減量化・資源化に取り組むための施策を求めます。

第3点目、町立保育園の民間移管を問います。町立保育園の統合、定数削減、認定こども園、民間移管の動きについては、保護者をはじめ、住民のほとんどが知らないまま進められてきています。とりわけ大きな問題は、町立保育園を民間に移管するという町の保育政策の根幹に関わる内容が進められてきていることです。なぜ今、民間移管なのか、町はその根拠を明確に町民に説明し、意見を聞くべきではないでしょうか。

そして、これまでの町立保育園の民営化が町の保育園施策にどのような影響をもたらしたのかを問い、民間移管ではなく、町立保育園を維持することを強く求めて質問いたします。

第1点目、今回の民間移管についての町長の考えを問います。

2点目、場所の選定についての考え方を問います。このことは、前の2議員の答弁もありましたので、それに付け加えて後ほど質問いたします。

3点目、認定こども園にするということですが、それについての考え方を再度問います。

4点目、伯耆の国への指定管理をしてきて10年になりますが、その評価を問います。

5点目、保育士の待遇改善・待遇格差の是正こそ優先すべきではないのか、このことに対してどのようにお考えか、再度質問させていただきます。以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、地球温暖化防止に向けて自治体の役割と取組についてという御質問からお答えしてまいります。

最初に1番、事務事業編でクリーンセンターを加えることについての考えを再度問うについてお答えをします。さきの6月議会でもお答えしましたが、地方公共団体実行計画・事務事業編は、市町村の事務事業に関する温室効果ガス排出量削減のための計画となっています。したがって、本町で定めている計画においては、本町の事務事業を対象としており、南部町・伯耆町清掃施設管理組合で行われている事業に係るものは対象になっておりません。

2、次に区域施策編では、地域脱炭素化促進事業として促進区域の設定、地域の脱炭素の取組と併せ、地域経済・社会の持続的発展に資する取組を求めている。これへの対応をどう考えているのか問うについてお答えをいたします。地域脱炭素の実現に向けては、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献することが必要とされており、経済の地域内循環、産業と雇用創出、レジリエンス向上などに資することが必要です。本町におきましては、本年度、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画策定支援事業の事業採択を得ましたので、地域の再エネ導入ポテンシャルや、将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策を定めることとしております。なお、本事業により策定した目標は区域施策編に反映されることが求められておりますので、本町におきましても区域施策編の策定を予定してるところでございます。

次に、町の具体的な減量化、資源化の目標と方針を求めるについてお答えをいたします。本町は、一般廃棄物処理計画にできる限り廃棄物の排出総量を抑制し、今まで廃棄物となったものについても分別収集の実施、徹底により、有効資源のリサイクル推進を図ると定め取組を進めてるところでございます。具体的には、一般廃棄物減量化計画において、リフューズ、リデュース、

リユース、リサイクルのいわゆる4Rの推進などを基本方針として取り組み、令和5年度には令和元年度比で5%のごみ減量の達成、リサイクル率は37%以上とする目標を定めております。

次に、発電効率を奨励する多量のプラスチックごみ焼却処理、ごみ発電、熱回収は、地球温暖化を加速させ、プラスチックをはじめごみの大量発生を促進してると考えるが、町長の考えを問うについてお答えをいたします。ごみの減量化に向けて大切なのは、1、ごみの排出抑制、2、再利用、3、再生利用、4、熱回収の取組であり、この順序だと考えます。リサイクル、資源化も大切ですが、商品を購入する時点で必要なものだけを購入する、分解、分別が容易なものを購入する、どのように廃棄することができるかを考えるということが最も重要と考えます。現代の生活においてごみを出さないことは困難であり、必ず焼却されるごみが残るのは避けられません。ごみ発電、熱回収は徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合にごみを焼却する際に発生するエネルギーを回収するものでございます。発電を行うためにごみを増やす、プラスチック類を燃やすという考えではないため、ごみ発電、熱回収がごみの大量発生を促進してるとは考えておりません。

次に、町民とともにごみの減量化、資源化に取り組むための施策を求めるについてお答えをいたします。循環型社会形成、地域脱炭素社会の実現には、ごみの減量化、再資源化について住民、事業者、行政が一体となり取組を進めることが必要でございます。資源ごみ分別の徹底、集団回収活動などの継続実施に加え、リユース、いわゆる再利用など新たな取組についても検討を進めていきたいと考えています。

次に、保育園の民間移管を問うという御質問にお答えしていきます。令和4年3月議会で真壁議員にお答えしているとおり、民設民営について行財政運営審議会で検討いただいた結果、1、認可保育園施設の利用認定や保育料については、制度上、公設、民設での違いはなく、利用者への影響はない、2、保育士確保のため柔軟な対応ができる、3、民設民営には建設費、運営費に国、県から補助があり、町の財政負担が軽減される、4、保育行政に係る町負担が明確になるとの理由により、総合的に考えると民設民営を目指すのが適当であると答申をいただいています。この答申を踏まえ、町長として民設民営化の方針を表明しているところでございます。

場所の選定について問うについてでございますが、昨日の荊尾議員に答弁させていただいたとおり、利用される方の利便性と、保育園建設としての環境と安全性、必要面積の確保、道路や上下水道、電気通信といったライフラインなど多方面からの検討が必要であり、慎重に進める必要があると考えます。

次に、認定こども園についての考えを問うについてお答えをします。令和4年3月議会で、保

育所と認定こども園の比較について答弁をさせていただいたところでございますが、認定こども園は幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供しております。また、法的責任についても、認定こども園では内閣府、文部科学省、厚生労働省となっており、それぞれ児童福祉法や学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により定められています。認定こども園についての考えということですが、荊尾議員にお答えしましたように、保育所、認定こども園、どちらになろうと、児童福祉法第24条に定められてるとおり、保育が必要な児童を保育しなければならない自治体の責務に変わりはないものと考えております。保育及び教育の実情を踏まえて検討を行ってまいります。

伯耆の国への指定管理についての評価を問うについてお答えをいたします。これまでもお答えしてきましたとおり、早朝及び延長保育の時間延長は伯耆の国の努力により実施されたもので評価されるものでございます。また、当然働く保育士は町の非常勤職員という不安定な立場から正規職員という安定した立場になられたことも評価できると考えています。保育のサービスは基本的には町内の全ての園で同等に提供されるように4園で連携し取り組んでいますが、園長会などの情報共有によって、さくら保育園、つくし保育園の民営ならではの取組を公営の園でも参考にしたい、その逆もあるようにお聞きしています。また、さくら保育園、つくし保育園で毎年実施されています保護者アンケートでもよい評価をいただいていると聞いています。

保育士の待遇改善・待遇格差の是正こそ優先すべきではないか問うについてお答えをします。こちら令和4年3月議会でお答えしたと重なりますが、コロナ禍に関係して行われる保育士等処遇改善臨時特例事業において、公立園も対象とされたことから、さくら保育園、つくし保育園も本事業の対象とされており、補助基準額を少し超える内容で処遇改善が行われていると聞いております。以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君の再質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第1点目の問題、どうしてクリーンセンターを事務事業編に入れないのかというところで、同じ答弁を繰り返しておられるんですよね、町長は。町の事務にはなっていないのだ、対象にならないというんですけれども、今お聞きしてるのは、もし町の対象にならなくっても、町の独自事業であることに変わらないんだから、もし組合つくってるなら組合ですとか、何かの方法を考えるべきではないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃるとおりだろうと思います。国が定めてる枠の中で、南部町の事務でありますけども、一部事務組合として自治体としてやってるわけですから、一部事務組合の中で考えていく事項だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） とすれば、一部事務組合の中で出すとすれば、この一部事務組合もどちらかという区域施策編じゃなくって事務事業編なのではないかと思うんですけども、その目標の中に入れるべきではないですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在、地球温暖化対策等の推進に関する法律というのの中で地域施策編を南部町も作成しているところですけども、2か町のほうでも作成するほうがいいのではないかという話ですけども、この議会でちょっと言うのがいいのかどうかは分かりませんけれども、2か町のほうでもつくっていくのがいいんじゃないかというふうには思っております。そこで、数値を入れるのかどうかに関しては、2か町のほうでちょっと話し合いながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私なぜこのことを何度も聞くかという、町長は全国で何番目かな、鳥取県だと3番目に、2050年までに二酸化炭素をゼロにすると排出宣言をしてるんですよ。その町が、自分とこの出している、恐らく多くCO₂の排出量を出るであろうところを置いたまま、どっちかといったら温暖化防止実行計画の事務事業編つくってるんですよ。

そこでお聞きするんですけども、事務事業編では南部町の全体のCO₂、2019年度見た場合、3,110.57、1トン当たりのCO₂排出量というのは3,110という数字が出てるんですよ。これは課長、答えられますか。クリーンセンターが1年間で2,700トンぐらいのごみを燃やしています。これはどれぐらいの二酸化炭素排出量だと計算されますか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 焼却のごみの量によりまして二酸化炭素は排出されるんですけども、今現在、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長が申し訳ながることなくって、これ、町が位置づけておかないからこういうことになるんですけども、私たちが共産党の学習会で国会議員に資料をも

らったところでは、もう南部町の区域施策編の分もマニュアルに合わせて数字を出してるんですよ。その中で、一般廃棄物というのはどれぐらいの1年間出すかという、令和元年度を見たら1,000トン、先ほどCO₂、1,000トン、この1,000トンというのは、町が出している事務事業編の3,110に合わせたら3分の1の相当の量になるんですよ。この量も入れてカーボンゼロに向けて取り組むというのが町長の仕事と違うんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） そのとおりだと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。もしそうであれば早急にそれを入れて、それを入れたらここ、4,000に跳ね上がってくるんですよ。目標、令和12年には2,057という数字を出しているけれども、この数字が変わってくるんです、もし事務事業編に入れるとすれば。ですよ。これを入れてつくるのか、区域施策編で一般廃棄物を入れてつくるのか、そこをはっきりさせてくださいということと、これがあって初めてごみの減量化というのは南部町でどういう必要性があるのかっていうことが初めて語られてくるんじゃないですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃってることはそのとおりですけども、今、西部地区でのごみの焼却の在り方であったり、それから、第1にはこのごみ焼却はお隣の伯耆町と合同でやってる作業でございます。その議会の中で、私どももどうするべきなのか、どう考えるべきなのか等を検討していく作業に入りたいと思っています。さらに申し上げれば、このCO₂排出抑制を含めた今回の長寿命化改修で環境省からも補助金を頂いていますので、施設としては一定の努力をしてきてると思っています。そういうことを申し上げながら、さらなるCO₂の排出と将来に向けた対策、対応、推計等を取っていかなければいけないと、それが2050年にいかにつながっていくのかということがこれから南部町として考えていく必要があろうと、こう思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は町長の言ってることはちょっと本末転倒だと思ってる、順番が違ってると思ってるんですよ。こちらが言ったことはもっともだけれども、町長とすれば伯耆町との兼ね合い、それから西部広域との兼ね合い考えないといけないと言うんですよ。今町が考えないといけないのは、自治体として独自で宣言をしてるんですから、そうですね、宣言するときに伯耆町と米子市に聞いたわけじゃないでしょう。南部町で独自にやると言ったんだから、

南部町独自で立てなさいという、事務事業編とか区域施策編にそれが反映されてくるというのが当たり前じゃないですか。そこを外してるんじゃないかなと、私、心配したんですけども、町長、入れますね、入れて、それは事務事業編の中で再度入れて、目標については再度検討し直すということによろしいですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私の認識では、南部町の事務については南部町の手務、そして、この一部事務組合の手務については一部事務組合の手務で処理するという具合に認識しています。したがって、南部町と伯耆町と一緒にやってまして、この一部事務組合についても南部町の席はありますが、これは一部事務組合の責任として執行していかなくてはいけない手務ではないかと、私はこう思っております。もし間違っていれば訂正をお願いしたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 間違いかいうんじゃないかって、どちらのほうがりややすくって責任持てるかということ、事務事業の仕事をしてるんだけど、全体のCO₂の排出削減計画では町が持ってるんだから、それやるというのが、町の中でやるということのほうりがごく自然だし一番やりやすいし、答弁しやすいじゃないですか。町長、そこを逃げたらいけないと思うんですよ。2か町でやったらそこでまた同じような計画立てないといけないんですよ、事務事業編の。それ、やるんですか。そうじゃなくって、提案しておきますね。町の、課長もいらっしゃるから、町の事務事業編の中に再度それを入れて、もう数字出てますからね。入れて、そしたら、3分の1上がってくるわけですよ。その数字も入れて令和何年度でしたっけ、に何%削減するのかというのを教えてください。いいですね、町長。これちょっと時間使いたくないので、これ、よろしくお願いします。してくださいね。ちょっと聞いときましようか、してください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。南部町でやる手務なのか、一部事務組合でやる手務なのかは、非常に重要な事項でございますので、一部事務組合にも諮りながら、さらには南部町の今の施策の中で対応するべきなのかどうかも含めて検討をしていきます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それでは、どのように検討したのか、もし2か町ですとすれば、2か町の事務事業編を出していただきたい。義務になりますからね。それは、少なくとも来年の2月ぐらいまでには出てこないといけないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

しておきます。

次の質問です。2点目の質問の、すみません、2点目の区域施策編では、町長がおっしゃったこの取組の重要な点は、脱炭素の促進事業をしていく中で、町長もおっしゃっていた地域内循環、雇用、このことを抱き合わせろって言ってるんですよ。そこでの具体的な計画が今採用されたと言ってるんですけども、その中には地域内循環と雇用がしっかりとどのように位置づけられている計画になってくるんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在、今年度、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画策定支援事業というのを委託しております。委託しましたのがつい先月ぐらいですので、計画の内容はまだいただいておりますけれども、ここで見るものについては、地域の再エネ導入のポテンシャルや将来のエネルギー消費量などについて報告をいただくことになっております。その報告を基に区域施策編というのを南部町がつくることになっておりまして、これが策定後2年以内に区域施策編というのをつくるというふうに規定されておりますので、その中ではまたそのポテンシャル等を見ながら新しい計画をつくっていくことになると思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その中にしっかりと地域内循環とはどういうことをしていくのか、雇用というのは、雇用を促進するということは何か事業をつくっていくことになるんですけども、そういうことを頭に入れてるということですね、町長。そうでよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。多様な方面から多様な方法を考えながら、このCO₂の排出量の削減に向かって取り組んでいきたいと考えています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 多様な中に地域内循環と雇用の話が入ってる、課題が入ってるということを、こちらとすれば町長の話の中で言ったというふうに認識しておきたいと思います。このことについては、次回のできるまでの段階でまた意見を出していきたいと思います。

次の廃棄物処理計画に新プラ法をどう生かすかですけども、町長、先にちょっと問いますが、基本的な考え方は3Rプラス4つ目に熱回収が来る、これは新プラ法になっても変わっていないという考え方ですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。議員がおっしゃるとおり、変わっております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その変わっていないという根拠を教えてください。どこにどういうふうに位置づけているんですか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時31分休憩

.....

午後1時33分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほど4Rってということで、いつ変わっているか変わってないか、根拠はいつかということですが、こちらの4R自体はずっと昔から使っておりまして、今現在、さらにリニューアブル、再生可能な資源に変えることというのが付け加わってきているという状況です。こちらはプラスチック資源循環戦略の中で言われておりまして、リニューアブル、再生可能な資源に変えることというのが加わってきている状況になっております。

○議員（13番 真壁 容子君） で、聞きたいのは、それで……。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時34分休憩

.....

午後1時34分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私の考えは、まさにこの最後の最後は燃やす必要が出てくるごみは必ずある、その熱を回収する必要は、有効利用として効果があると思っています。ただ単に最後に燃やしてしまうのではなくて、これを熱回収としてエネルギーに換算させる、これに対して矛盾はないと思っています。ただ、そのために燃やすだとかという議論を真壁議員は今回もしておられますけども、そうではなくて、人間の営みの中で必ず最後には燃やさなければいけないごみが出る、その最後のごみに対するエネルギーについてもしっかりと獲得して再生エネルギー

として利用する、これ、私は全く矛盾はないと思ってます。

○町長（陶山 清孝君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの休憩の後の課長が答えてくださったように、3Rプラスリニューアブルでしたね、これが付け加わるんですよ。なぜ付け加えるかというのと、おっしゃってたように、プラスチック類も今度は分別しようということになってきたので、それが入ってくることになるわけですよ。その後、熱回収ではなくって、その後何にもなかった段階での焼却はあり得るだろうという話なんですよ。

それで、熱回収という言葉は大分、今までの参議院とか衆議院の環境委員会の中でも、小泉さんが環境大臣のときに、もう熱回収はリサイクルと言わないよって言ったことが始まりで、これ、見直そうということを言われてきてるわけですよ。その中で、熱回収をなぜここで上げるかという、町長は、熱回収のためにごみが増えるというのは間違いだと言うんですけども、これは学者なんかは数字も出しているように、分別をし始めて日本のごみって減ってきたんだけど、いつときに中断してしまうんですよ、減るのが。この時期と、ごみ発電が導入された時期が一緒なんです。なぜかという、ごみ発電、米子市よく見たら分かるんですけども、3分の2しか使えないような270トンという大きな炉を造ったときに、ごみ発電をしなれば、たくさんごみを出さなければ24時間燃やすことができなくなったわけなんです。結果として、それを目指したのではないんだけど、ごみ発電導入することによって分別が途絶えてごみの減量化が進まないというのが日本で起こってきたことから、ごみ発電を持ってから、分別とかごみを少なくすることと矛盾してくるというのが今の現状、立ってるということなんです。このことについてはちょっと置いときましょう。でも、そういうことです、町長。だから、決してこっちがあおっているのではなくって、日本の現状のごみを見た場合に、ごみ焼却のごみ発電を導入することによってごみの少なくなることが途絶えたということなんです。これは確認してください。資料ももし必要だったら出しますけん。もういっぱい出ております、そういう資料が、というので、今日はそれが本意ではないんです。ここでは、プラスチック資源循環推進法が出たので、南部町でもこれから今までの容器リサイクル法に伴うプラ容器だけではなくって、軟プラだけではなくって、プラスチック全部を分別しないといけなくなる。それは間違いはないですね、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在、南部町では軟質プラスチックを分別回収をしています。硬質プラスチックについては今現在行っておりませんが、広域で今現在軟プラと硬プラをどのようにするかという、どのように分別して回収するかということを

今決めながら、そちらの状況も見ながら南部町でも硬質プラスチックをどうするかということは考えていけないといけないというふうに考えております。今現在のところはまだ硬質プラスチックは分別の対象にはなっておりませんが、今後は考えていけないといけないというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） プラスチックの分別は今後考えなくてはいけないのか、いけないことなんですよ。そうですね。町長もうなずいてる、そうですね。そういうことを決めたんだから、法律で。今までは容器包装分のプラスチックしかなかったわけです。ところが、プラスチック本体も一緒に回収する、いわゆる不燃ごみで出すな、燃やすなということですよ。そうですね、町長。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。4月1日から法が施行されて、大都市圏であってもいわゆるおもちゃのプラスチックと容器リサイクル法で、いわゆる南部町がやってるあれが、一緒に回収をして一緒に処理していく。私がしてるのは、そのことを通じて工業製品としてのプラスチックがあまりにもリサイクルがしにくいということから、やはり企業の力を借りてもう少しシンプルに配合に制限を加えとか、リサイクルをしやすい製品化を目指していくことに向かっていくんだという具合に私は聞いています。いずれにしても、先進町はもう始まっていますので、そういう思想に基づいてこの西部の中でどうしていくのかということが今後議論されていくと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がおっしゃるように、今回の新プラ法では大きな柱の一つが企業に求めているんですよ。企業に、拡大再生産だけではないんですけども、計画段階からごみのことを考えてやりなさいよというぐらいなんです。やってるのは、実際、本当に企業が責任持つということになってなくて、自治体が困っているのは、企業にも言うけれども、自治体、あんたが集めなさいよって今回言ってるんですよ。間違いないですね。企業には言ってるけども、プラスチックの分別しなさいよって言ってるんですよ。そうですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。そのように私も認識しています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうです。それで、各自治体が困って、今でも容器リサイクル集

めるお金っていうのは、分別するのは市町村がすることになってるんですよ。そうですね。これ、リサイクルは企業の仕事なんだけれども、集めて、分別して集めて保管するまで市町村の責任になってるんですよ。市町村のお金でやってるんです。今度はそれをプラスチックにまで伸ばしてきたんですよ。何が起こったかという、自治体がそれを全部自分たちのお金でするんかってなったわけですね、町長。そうですね。違いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。言っておられることはそうですけれども、西部の町村の中で、今西部広域でやってる中では、米子市を中心にやり方が違っててるわけです。これを今後どうするのが喫緊の課題ですし、費用がかかる、一体どう捻出するのか。それから、今のシステムだけでは、例えば硬質プラスチックをあの中に入れたところで、西部広域持ってまた手で分別しなくちゃいけない、こういうような作業が、出口がないわけですね。そういうことをどこに最終的な活路を見いだすのかっていうことが、我々の自治体に課せられてるというところが課題であると思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確かにおっしゃる面があると思います。町も持ってると思います。プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き、令和4年1月に出たの。これ何種類あるかっていうたら、157種類あるんですよ。こんなふうに分けなさい、これはプラスチックとして扱いますよと言ってるんですよ。これ、なぜ出したかっていうたら、地方自治体にこれをしろって言ってるわけですね。そういうことですよ。今、町長はそれを西部広域ですか町でするかって言うてるんですけども、町は、国が求めているのは市町村の処理計画の中にそれを反映させないといけないわけでしょう。幾ら西部広域といっても西部広域は行政体じゃないから、西部広域がごみ処理計画を出すわけじゃないんですよ。町の計画にこれを反映させないといけないわけなんですよ。それをどう考えてるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。実務としては西部広域の中でこの軟プラについても一緒にやってるわけですし、ここのところを西部広域なしで南部町で事務的な作業は可能なのかもしれませんけど、絵に描いた餅になってはいけませんので、西部広域の中でこの議論がしっかりとされるように進めていかなくてはいけないということだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年の、2021年にできてから、西部広域でこのことを話

しされましたか。議長でも聞きたい。この話が出ましたか。いや、本当聞きたい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まだ事務レベルの中でも話が進んでいない段階です。

これは軟プラの処理一つ取っても、西部の中で米子市を中心に違うわけですし、なかなかその辺が進まない原因になってると思います。今後の副町長会や担当者会、さらには私どもの西部町村会の中の議題として上がってくるという具合に聞いていますので、その中で話していかなくちゃいけないことだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、町長、お聞きしますけども、西部広域の方針が出ないと令和4年度の市町村計画に、今、令和4年ですよ、今、つくれてませんよね。ごみ処理計画、つくれてないんですよ。毎年つくらんといけんですよ。令和5年度の処理計画にそれが反映できないということですね。西部広域ができれば町村計画が立てれん。西部広域の組合の構造っていうのはそういうもんですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。令和4年度の南部町一般廃棄物処理計画書はもう出来上がっておりまして、こちらのほうに今ありますけれども、議会のほうにお渡ししたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その中には、この新プラ法が反映されて、いわゆる容器ではないプラスチックの分別をして、以前のようにここに南部町のごみの出し方の中には、対象となるプラスチックのバケツとかシャンプーの入れ物とか、例えばありますよね。これ全部、シャンプーも燃やせるもんに出しなさいって言うてるんで、これ書いてありますよね。バケツなんか不燃物って言うてるんです。新プラ法はそれは駄目だよって言うてるんです。うなずいてるけど、そうですね。それ、反映されてるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いわゆる真壁議員が言っておられますのは、町民の皆さんへお願いしてます軟プラの中に、今までは可燃ごみであったり、硬プラだということで別の回収をしてたものを一緒に入れて出すっていうことが、今の方針としてまだ、書くのは簡単ですけども、果たしてそういうやり方をこの西部の地域の中でやるべきなのか、町としてせっかく分けてきたものを、処分の方法もつかないものをそのようにするのかどうか、こういったところ

がまだ明確ではないということです。都会部であれば、石炭の燃料の代わりにこれを燃料をRPFにすると30%から40%ぐらいのCO₂削減効果があるという具合に聞いてます。しかし、この大きなそういう工場がないこの地域の中で、硬質プラスチックも含めたRPFの助燃剤みたいなことをやっても、処分が現実できないというのがこの地域の現状だろうと思ってます。そういう最後の出口の部分の部分を明らかにしないと、非常に自治体としては困るわけです。この辺のその処分の行方というものをしっかりと西部広域、私どもの今、担当課長に聞いたら、分けてないと、分けてない、そのままだと。今までのままの状況を住民の皆さんにお願いをすると、これが今考えれば私たちの出口でございまして、国が言っているプラスチックの新プラ法には合っていない部分が出てきてると、このような認識をしています。この辺りをどのように解決していくのかということを自治体でも、または少し広域でも話をしていかななくてはいけないとこだと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、ちょっと私は意見が違うというか、取扱いが違うなと思うのは、今分別しているのは、南部町はプラスチック、軟プラだけなんです。町長は別々にしてるって言うけど、あとの分は不燃ごみ、焼却ごみで、分別していないんです。そうですね。課長、どうですか。よその見ても分かる、南部町が、書いてあったら、各町村見て一番よく分けてるのは日吉津村なんです。南部町はプラスチック、軟プラしか分別していない。これをただすのが新プラ法で、軟プラだけしか今は課せられなかったんです、これまでは。ところが、全部のプラスチックを分別の対象にしろって言うたわけですよ、リサイクルの対象に。言うてるから、やり方を一緒にしたらいいかどうかの問題違うんですよ。分別をするという立場に立ってプラスチックを位置づけるということを言うてるんです。そうですね、間違いないですね、どうですか。それをどうするかという、入り口、出口はちょっと置いといて、今法律で求められてるのはそういうことなんだっていうことで間違いないですね、どうですか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後1時51分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。プラスチックは先ほど真壁議員が言われたように、

100種類より上ある非常に煩雑な分類になります。軟プラ以外のものは不燃ごみとして私たちは外へ出しますが、それを今度は処理場でずっと流れていく中を手作業で分けながら、カレットといいまして粉碎をして、細かく刻んで可燃できるような硬質プラスチック類、それから、これは全然燃えないというようなものを分けてる作業をしてるんじゃないかと僕は思ってます。そのような人による作業によって硬質プラスチックの最後、どうしようもないものが一般廃棄物の処分場で燃える。そのまま出していったらあっという間にいっぱいになってしまいますんで、そのような努力を重ねながらやっています。

それが今度、今の都会に合わせたようなプラスチック新法で全部一緒にプラスチック一緒にやっていくんだというようなことは、私たちの地域にはなじまないし、どうしろというんだというのが私の今の思いです。ですから、そこを、現実合ったプラスチック新法を否定するわけにはならないわけですし、ですから、法を犯すようなことはせん中で、住民の皆さんが一生懸命今わざわざ分別というか、最後に処分はしていくんですけども、現実的には手で分けるという作業をちゃんとしてるわけですし、そのほうが現実的ではないかなと私は思ってますけども、その辺りのところを専門家の皆さんと御意見を聞きながら、この地域や南部町に一番合った方法を考えていかなきゃいけないと思っています。

○町長（陶山 清孝君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がおっしゃった、どうしてプラスチックに係る新プラ法ができたのかっていうことになると思うんですよ。背景は、御存じのようにいわゆる気候変動の問題、大きくですね、それから、ナノプラスチックの問題あって、海洋投棄された問題とかあって、日本は世界中から責められてきたわけですよ、軟プラごみを、廃プラ、どんどん出して。それをやっぱり燃やしたりとか不燃になったらこうなるので分別の対象にしていこうと、リサイクルの対象にしていこうということで大きくかじを取ってきたんですけども、やる自治体も含めて中身が分からんまま進んでいってるわけですよ。一番の大きな原因は、プラスチックを大量に発生させるとか抑えないからこういうことになると思うんですね。その処理を全部自治体に任せてるから。そういう意味では町に対して言い続けるのも酷だなという気持ちは半分はあるんですよ。ただ、新プラ法が決まった以上、プラスチックを分別しなさいということについては実践してないといけないわけですよ。それをやっぱりきちっと町として住民に協力をもらいながら、分別の方法を考えていくというのが今の段階になるのではないと思うんですよ。法律が困ったって言うても、頭抱えてても、大きな目的は環境問題になるのですから、そこをどうするかっていう点で言えば、町が率先して、カーボンゼロを宣言してる町長が西部広域の中でもリード取ってもら

って、率先して各市町村でまず自分ところで何ができるか、どういうふうな目標を持てるかというところをやってほしいと思うんですよ、西部広域任せにしないで。それで、今すぐつくれというのも無理かもしれませんが、それでも出ておりますので、法律つくったらやらんといけんわけでしょう。そうであれば、やはりしっかりと、一番最初、一番大きな大義のところからあって、地球環境問題からしっかり押さえていって、子供たちや住民と一緒にどうしていくかということを考える、壮大な計画になってくると思うんですけども、そういうふうに取り組むべきではないですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私もそれについては同感です。環境問題の負の連鎖を断ち切るためのプラスチック新法だと思っていますので、私たちのこの先祖から受け継いだ里地や里山の生物多様性、気候変動によってこの里山が失われますと、山が荒れ災害が発生し、そこに私たちの、私たちなのか、私たちの子や孫なのか、それが住めなくなる。その中で、また環境破壊が進み、さらには気候変動が進む。そういう連鎖の中に、私たちはもう待ったなしの中に暮らしてるという具合に思いますので、住民の皆様にも御努力いただくことには説明責任も果たしていかなくちゃいけませんし、今言ったような企業等とのプラスチックの在り方というものも根本からやらなくちゃいけませんし、今よく言われますのは、企業の製品を選ぶ賢い消費者になっていただく、これは使えるものか使えないものか、この企業はプラスチックに対して責任を持ってるのかどうか、そういうことも含めたプラスチック新法だと思っています。さっきも投げやりな話をしましたけども、非常に難しい問題もたくさん現実にはありますけれども、一点一点頑張っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 投げやりにならないで頑張してほしい。具体的にやってほしいことです。南部町のごみの仕分、出し方、ここには新プラ法を反映させて、プラスチック類については不燃としない、燃えるごみとしない、これ、どうですか。令和5年度から取り組めるんじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。また元に戻って、その出口の問題だと思っています。一体その出たごみをどこで処理するのかということだろうと思っています。今社会がプラスチックに対して燃やすという処理の仕方由来のものを、急激に変更することができないところに今私たちはいるんだろうと思っています。それを承知で、または知らないままに私たちは毎日の生活の中

でプラスチックを買い、毎日の暮らしの中でごみを出して、それがまたリサイクルに回らずにどうするのかということだろうと思いますので、ぜひまたこの法施行を機会に、ぜひとも今、議員がおっしゃるような循環ができるように、施策として進むように私も努力していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず第一義的には町が目標を立てて、計画を出して、この新プラ法に基づく数値になるような計画を立てていただきたいということ、2番目には、西部広域に対しては、今一番しないといけないことは、新プラ法ができてどこの市町村も困っている、この新プラ法でプラスチックをどうするのかということが一番先に考えんといけんということと違いますか。10年先の大きなごみ処理場をどうしようかということもそうかもしれませんが、今、近々の問題が対処できなくて、なぜ10年後のごみ問題の話ができるのでしょうか。そういうことを考えれば、今一番しないといけないことは、近々に迫っているプラスチックごみの分別した分をどう処理しようとしていくのかっていうところを、西部広域も含めて話しして出してきたほしい。これが何よりもごみの減量化につながるんですよ。それをぜひしていただきたいということを指摘しておいて、次の保育園の問題に入ります。ちょっとそれ聞いときます。西部広域で話してくれっていうこと。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そういう日程が組まれていると私も認識していますので、その場でも南部町のカーボンニュートラル、ゼロということに対しての発言をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 次、保育園の問題です。今回の保育園については、民間移管はやめなさいという質問です。今までの町長の話は、私は何回か質問させてもらったんですけども、統廃合して定数削減は子ども・子育て会議に、そして、民間移管は行財政審議会に、そして、今度、場所の選定をあり方検討委員会に、こういうふうに進めてるんだなと思って仕方がないんですよ。昨日、そういう点では荊尾議員が、そこに歯止めをかける質問なされたとは思っているんですけども、町長、笑っていますけれども、一番肝腎なことを諮問機関に負わせている。これでは幾ら議会で答弁を求めても、行財政審議会が言ったからしかすぎへんのですよ。これでは、あまりにも、住民にとっても、議会にとっても、町の在り方としても、私は無責任だし、町長の姿勢も無責任だし、それを許す議会も、私は住民から決して望まれているのではないと思うんで

すよ。そこで、もう少し、町長も副町長も含めて私は聞きたいんですけども、民間移管、先ほどの話聞いっとたら財政問題やって言いますけど、財政問題決着ついたやないですか。建設費については、たかだか年間40万そこその金額しかないって話。運営費について言えば地方交付税が入ってなくて1億幾らって言ったけども、地方交付税が入ったら7,000万の差があるだろうと。その中でも人件費とか、昨日おっしゃってたように、修繕費等出た場合の支援策が必要だって言ったやないですか。どうしてそれが財政問題で選択するという、行財政審議会を支援する、支持するということになるんですか、町長。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。子ども・子育て会議、それから、行財政運営会議、行財政審議会、それから、あり方検討会。これは広く県民の方とか識者の方の意見を聞いて、それを基に執行部として施策を決定していくという、そういうプロセスだと思っております。今、真壁議員のほうからありました、財政的なことは決着がついてるんじゃないかということでございましたけれども、試算としてはこれまでも出てきたとおりでございます。ただ、これは財政問題だけではなくって総合的に判断したというところでは、行財政審議会のほうでは、ほかに民間の場合の保育士の柔軟な対応とか、そういった、先ほど答弁にありましたようなことから総合的に執行部として判断をしているものでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一番大事なところを避けてるやないですか。今回の保育園の問題に当たって、全て大事ですけども、とりわけ一番町の根幹と言えてる民営化、民間移管にするって一番大事なことやないですか。それを基本構想の中で一つも聞かない、書かない、もう決まってしまったことだと書いてあるやないですか。そういう姿勢が住民から、この保育園問題の不信なのではないかと思うんですよ。1つ、紹介します。アンケートの中で出てきました、場所の選定の問題です。どういうことを言ってるかということ、場所の選定は、アンケートで返ってきました。

その前に、私は、公益通報者保護法のことを一言触れておきます。アンケートといえども出たときに、一体誰がしゃべったのかっていうことが、もし、どこかの関係団体のところから出るようなことがあれば、私たちは決してそのままにはしておきませんので、公益通報者保護法に基づいて対応していきたいと思っていますということをここで言うておいて、紹介したいと思います。

アンケートの中でどのような意見が出てきたか。もう令和4年4月の段階で、伯耆の国側が場所は決まったと言っている。職員に説明しているんですよ。場所が決まった、だから、あとは前

に動くだけだと。このアンケートで初めて議員の方々が場所も知らないということがよく分かったと。そういうこと書いてありますが、これについて何か意見ありますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長として発するだけの意見は持ち合わせていませんけれども、そのような決定した事項も全く存在しませんし、もしそうであれば、4月から委員会にお願いしている根幹から、全てその人たちに御迷惑かけたということになろうと思っています。私自身もそのような認識はありませんし、全くそれはその方が、アンケート書かれた人が架空に思っておられることだろうと思っています。もちろん、伯耆の国はそのようなことがあったということの認識も全くありません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、これ判断する立場にないから聞いているんです。町長も判断する立場やないじゃない、違うと思えば、そしたら、判断する立場になかったら、当事者に聞くのが一番いいやないですか。伯耆の国というのは町と関係ないわけないんですよ。今度、入札もせずに、入札もせずにですよ、民間移管しようかって言うてる団体なんですよ。聞いたらええやないですか。令和4年の4月の理念研修会で、こういうことが、理事長が、場所は決まったのであとは自然に動くと言っている。これが事実でなければ事実でないということを職員に言わないといけな。こういうことが独り歩きするようなことになれば、信頼できる団体なのかどうかっていうことも言えてくるし、もしかしたら町長とか、中で、内部で上のほうで下話してるんじゃないかって思われても仕方がないじゃないですか。笑ってますが冗談じゃ、そういうことが出てるということです。それについてどうですか。伯耆の国にきちっと聞いて、その答えを返してほしい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私はこの間、伯耆の国の関係者とお会いをして場所の話を一度たりともした覚えもありません。したがって、そのような話が決定事項のように町民の皆さんの中で広がることは非常に不本意だと思っています。その事実がどうなのか、今後どうするのか、対応についてはこれから私どもの中で、その真実、事実確認は取りたいと思っています。ここの議会を通じて町民の皆様には、そのような事実はないと。4月の段階といいますのは、荊尾議員に昨日申し上げましたように、できるだけ多くの場所を選定し、多様な範疇の中から私たちも、その一つ一つの場所の安全性だとか、それから、各法令に触れないかどうかということを生懸命考えながら審議会の中に出す部門を考えてまいりました。したがって、どこがだとか、

そういうことはまだ審議会じゃないです、あり方検討会にも申し上げてないことが、既に決まったような話をされるのは非常に心外ですし、私はそういう事実はないと信じておりますので、事実確認のほうはまた改めて、どういう方法を取るのか考えたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が信じるのか信じないこと聞いてるのと違うんですよ。こういうことが軽々しく出るような背景も含めて、町長、先ほど失礼なこと言うてる、私たちはアンケートを下された方には協力していただいて感謝してるんですよ。その方が、あたかもそうをついてるようなことをおっしゃったもんですから、はっきりさせてくれませんか。私がこうして読み上げておりますので、伯耆の国に聞いていただきたい。

それから、あと、時間がないので、これは、驚いたのは、私たちが思っている以上に指定管理でもたらされた賃金格差が現場にどういう影響を与えているかということなんです。これ読み上げます。民間の保育士の意見です。私たちの声をもっと拾い上げて訴えてほしいです。こういうふうに書いてあって、中のことも書いてるんですが、一つには、こう書いてるんです。実際には皆さんが知っている以上に格差があります。私たちが21万と5万の差だって書いた文書出したわけですね、2年前の議会答弁使って。民間ではっていうの、これどこのことか分かりますよね、町のことですからね。40代が手取り15万。平均21万ってうそです。私たちが21万って書いたんですよ、平均。うそだって書いてあるんですよ。ここでどう書いてあるかということ、せめて人件費として出たものは人件費として払ってほしいと。9,000円出た分も、実際、その分だけが反映されていないっていうことも書かれておりまして、最後にこう書いてあるんですよ。町だろうが民間だろうが、南部町の子供を育てていくという信念は変わりません。ただ、南部町に4園しかない中、4園、同じ保育目標を掲げ、同じように足並みをそろえて取り組んでいるのに、片や公務員として安定した給料がもらえる人、片やその半分しかもらえない給料で頑張っている人たち、この現実には町長はどう思っているのでしょうか。私たち民間保育士は、都合のよい職員なのです。これでは誰もここに勤めたいとは思いませんよね。こういうふうに書いてあるんです。何が言いたいかというと、何よりもこの格差を是正してほしいって書いてあるんです。この方だけじゃありません。ボランティア精神だけで務まらない。今米子で働いているけれども、地元の南部町で働きたいけれども、一番引っかかるのはこの格差だって言ってる方もいらっしゃるんですよ。ありませんけど、私は、今することは町の責任とすれば、10年前に指定管理を導入した、このことから、一番解決しないといけないのは、4園の中で起こっているこの賃金格差の是正こそ急ぐべきであって、決してそれを民営化することが、民間移管することはいいこと

ではない。もう一つ言っておけば、民間移管するほうが給料が上がる、こういうふうにも施設関係者は職員にしゃべっているのです。このことについて、町長の考えを求めて、待遇の改善、民間移管はストップしろということを訴えたいと思います。答弁どうぞ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。町民全ての皆さんが、仮に保育士であろうと一般の事業者であろうと、所得が向上し安定した生活をもって南部町民として幸せに暮らしていただく、これは町長としての願いです。しかし、その背景として、いろいろ多様なものがあると思っています。今、言っておられる方がどういう背景の中で、どういう勤務実態があって、どんな勤務実績の中でそのような差が出ているのかは、私はここでは想像し得ません。したがって、町内の子供たちを責任を持って成長をサポートしていくのは、先ほども児童福祉法 24 条の中で、町の責任なわけです。ですから、できるだけのことを考えながら、町民の皆さんのお子様を育てるということは、町長の大事な仕事だと思っていますが、お一人お一人の給与水準をどう確保していくかというところまで、町長はなかなか力を及ぼせることができません。これは非常に残念なところですけど。（「それは民営化にするから」と呼ぶ者あり）これは、前も申し上げましたが、全員を公務員にして、公務職場として私のコントロールの中であることであればできますけども、これもどだい現実的ではない。それはなぜかと言えば公務員ばかりが増えてしまうようなことを、人口減少するこの南部町の中でできるはずがない。したがって、私どもが考えなくてはいけないのは、やはり、例えば保育園で勤めてる皆さんも、これから先々の賃金、労働条件というものをしっかりと確保できるような、そういう制度、政策を持っていかなくちゃいけないと思っています。それは、荊尾議員の答弁だったか、板井議員だったか分かりませんが、これから 3 年間、国政は選挙がない、その中で、厚労省のトップは、この 3 年間をかけて若者、そして、子供たちに社会保障制度を大きく転換させる。これは国の骨太方針だという具合にもおっしゃっておられます。国保新聞に出ましたよね、たしかね。これから私たちは人口が減少するこの社会の中で、安心して子育てができるにはどうしたらいいのか。もちろんそれをサポートしてくれる保育士さんや、それから、学校教育の教育現場もひどいもんだと思ってます。なかなか募集をしても受けてくれる、教師になってくれる人がいない。このような問題が多様に存在する今の日本の中で、南部町だけ違った社会をつくるということは難しいと思いますので、ぜひ私は町長という立場で、機会あるごとに国に対しても、また、県に対しても、あらゆる皆さんに、日本の社会保障として、子供、子育てというものや若い御夫婦が、または若者たちが、堂々と結婚をして子供を産み育てる、そんな社会につくっていけるように頑張りましょうということを訴えていきたいと思っています。

ます。そのことが、先ほど真壁議員の、そこで読み上げられた、お書きになった保育士さんに対する町長としての答弁だと思っています。すぐに即効性はありませんけれども、町長の責任としてはそういうことで果たしたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は2時35分といたします。

午後2時16分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

ここで町長より、先ほど真壁議員の一般質問の質問内容について、確認の報告を求められておりますので。

では、町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほど一般質問の中で真壁議員から、伯耆の国がアンケートの中で、4月の理念会議だったのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）新保育園の場所について理事長から発言があったということでした。私のほうでその内容について、時間がないので電話でまずはお聞きしましたところ、そのような事実はない、新保育園の場所について知り得るものでもないし話したこともないという御回答でした。したがって、これは伯耆の国の法人としての信用にも関わる重大な問題でございますので、町長としてもできるだけ早く議会の皆さんにもお諮りし、そのような事実はないということを聞きましたので、報告させていただきます。

.....

○議長（景山 浩君） 続いて、11番、細田元教君の質問を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。最後の一般質問ですが、前回まで、皆さんほんに大変な、じゃないですけど、熱を帯びた一般質問で大変だったと思いますが、僕の質問はさらっとした、もうちょっと和やかに穏やかにやっていきたいと思っております。1点だけでございます。

新型コロナウイルス感染症について1点だけでございまして、これは9月9日だったと思いますが、平井知事が全国知事会会長ということとして、コロナ感染者の全数把握の見直しのことを発表されました。それを鳥取県で即導入すると言われまして、おっ、ちょっとちょっと待ってよ

と。原因はなぜそのようなことを言われるかっていったら、その当時は鳥取県が感染者が1,000人を超しとったとか、そういう厳しい時期だっていうのはたしか認識しておりまして、保健所の対応と保健所の職員さん、また、それに携わる病院、医療関係者らも、現場が悲鳴を上げてる感じがすると。その職員、現場を軽減するためにそのようにするっていうことを言われまして、あら、知事らしくないなと思って。今までの平井知事は、県民のために本当に一生懸命いろんな施策やられて、職員を叱咤激励しながら、県民のためにやられたのは事実でした。それが保健所の業務の職員が大変だから、病院が大変だから、その全数把握をやめて、65歳以上、基礎疾患のある人、また、妊婦の人を対象として数字を上げて、後は報告しないと方向転換されました。ほんならそれ以外の人はどうなるだってことをぴんときまして、また、あといろいろと新聞報道で、それに対して鳥取県に県がコネクトだったかな、コネクトかコレクトか、ああいうセンターをつくって、それを全部把握しますって報告されましたけども、それはいいですけども、我が町で感染者がたくさん出ておられます。それで65歳以上の人、基礎疾患の人、妊婦の人だけを報告に上げて、後の人はどうなるだと思ひまして、町はこれに対して町民の影響があらせんかと、そうなれば、それなりに町も対応せないけんじゃないかと思ひまして、この一般質問の最初の質問でございます。これに対する回答をお願いいたします。これは県の事業だから町は関わりがないというようなことは絶対にないように、かかっている町民の方のためにも、また、そのようなことで悩んでいる方だけでも、町の対応について安心して町民が暮らせることを願ってこのことをいたしました。それが第1点目です。

第2点目は、コロナが確かに今、だんだんと少なくなっておりますが、アフターコロナの話を聞こうと思ひましたけど、まだまだそういう段階ではない。国はGo Toトラベルを再開するとか、海外から日本に來られる方を無制限にするとか、いろいろ今打ってまいりました。要はウィズコロナ、コロナと共存した社会を目指したいというのが国の政策ですが、物すごい不安でございまして、これに対する我が町の政策はどのようなことを考えておられるのか、大きな2点はそれだけでございます。簡単だと思いますので、町長さん、よろしく願いしまして、後は発言席から質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、最後に細田議員の御質問に御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について御質問頂戴しました。南部町民が感染された場合の影響はどうかについてでございますが、第七波発生以降、週を重ねるごとに感染拡大傾向が顕著に表れ、8月20日には県内で1,198名の過去最多の記録となりました。南部町内でも日々10

から20名の陽性者が確認されておりました。9月に入り感染状況の減少傾向も見られますが、9月2日から鳥取県は全数把握を見直し、重症化リスクのある方に重点化し、必要な方に必要な医療を、より迅速に行う目的に見直されております。新システムでは、従来の診察、発生届、保健所からの個別連絡、処遇判定という人的・時間的コストが大きい部分を、重症化リスクのある方に重点対応することで、件数が減り時間短縮が図れることとなります。その他の陽性者については、かかりつけ医で陽性判定を受け、医療機関の案内で陽性者コンタクトセンターに登録することで、手続の省力化を図り迅速な対応が可能となります。南部町民が感染された場合には、重症化リスクのある方は従来どおりの対応となりますが、それ以外の方は陽性者自らが連絡し、同様のサポートが受けられる体制となっています。自己責任の下、自宅療養に努めていただくこととなります。

次に、ウィズコロナに対する南部町の対応についてお答えいたします。第七波の感染状況も高止まりしているものの、徐々に減少傾向にあります。新型コロナウイルスの撲滅は困難であることを前提とした、変化した社会がウィズコロナと言われています。大切なことは、感染防止と社会経済活動の両立と言われています。住民の皆様には、基本的な感染防止対策を継続して、めり張りのあるマスクの着用や、小まめな室内の換気、手指消毒徹底などをホームページで広報しています。また、4回目のワクチン接種を、重症化しやすい60歳以上の方や一定の基礎疾患を持つ方に推進し、重症化予防対策を行っています。事業者の皆様には、在宅勤務の推進や、人が集まる場所での予防対策、学校、保育園、高齢者施設の感染対策の強化を図っていただいています。このように対策を行うことで、行動制限が緩和された中、人流も活発化し、新型コロナ前のにぎわいも感じているところです。安心して日常生活をしていただくために、今後も変化していく生活様式や、感染リスクを下げる新たな対策など、町から積極的に広報し、ウィズコロナの体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） あまりにも簡単過ぎて面白くないようですので、再質問させていただきます。

まず、第1点、今まで町は、何か日本海新聞、中海テレビ等で、鳥取県、何人感染者が出ました。東部、中部、西部で人数が出てますね。その人数の中で、南部町は今何人おられますよという報告、情報は、町に届いておりますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。8月上旬までは、当初、町別の、各町村別に

感染状況というのが発表されておりましたが、町長が県のほうに具申されまして、8月の2日以降は、各町村別の感染者状況がホームページ上で公表されていまして。当初の段階では南部町の推移を、大体概要を説明しますと、2日以降大体10名から15名でずっと推移をしております、最大が24日に21名。それ以外については大体10名前後ということで、感染状況はほぼ横ばいで推移をしていました。この状況については、9月の2日をもって全数把握の見直しということで公表がなくなりましたので、それ以降については確認できません。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 8月2日以降、公表があったと、10名から15名、24日21名と。数字だけの公表でしょうか。それとも性別とかどこのだれべえとか、詳しく報告はありましたでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監です。公表の内容につきましては、全体としての年代別、性別、あるいは地域別というところで、各市郡ごとの区別もされておりました。ただ、市町村別の陽性者の状況になりますと、人数のみの公表ということで発表がありました。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） たしかそのように私、私は最初は、保健所までは全部知っておりましたが、各市町村には、誰がかかって何人っていうのは一切情報がなかった。それが8月2日から9月2日までは、ある程度の情報は入っていたと、ように認識していいですね。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） その後なんですよ。知事が言われたのが、私、9月9日かと言いましたら、9月9日からこれを適用すると。軽症者は省いて県に報告と。軽症者省いてね。あと、軽症者は、今言われましたね、自己管理だと。その自己管理が、ときに、今まで南部町で、8月でも10人、20人おられたのを、重症者だけ県上げて、軽症者が誰だ何人いるのも分からないのに、自己完結せと言われた中で、残された町民はどのような対応。今、町長の答弁では自己完結で、確かにそういうときには、あなたは軽症ですと、コロナにうつってますけども無症状ですと。まだ同一所帯の中であなただけ入ったと、だけど皆さんまだ陰性だと、こういうときの関係が一切情報がないと。これに対して、町長、一番怖いのがそこなんだ。こういう人やちを、県の事業かもしれませんけども、県と町が協定でも結んで、その人のフォローをしてもらわな私はいけ

んと思うですけども、町長はこれどのように考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も自分が陽性になったときに、自分で電話して、私は陽性になりましたという作業に非常にちょっと不安を持っていました。そんなことで陽性だと言って言うんだろうかと思っていましたけれども、県の発表では97%の方が自分で言って機能しているということでした。また、この制度に対しても、全国で一斉に始まると思いきや、鳥取県をはじめ、含めて、4自治体しか進まなかったことから、ざわつきましたよね。平井知事ともあろう方がというようなフレーズで心配された意見もたくさんありましたけども、国民の調査をしたところ、50%以上の皆さんが、今のシステムに対して賛同するという調査結果も新聞紙上に出ておりました。ですから、全国の中では、新たなこのシステムに対する期待度はあると思っています。問題は自分になったときに、例えば独り暮らしだったときに誰が御飯を用意してくれるのかだとか、そういう本当にサポート体制が十分なのかどうかということだろうと思っています。実は保健所と鳥取県は協定を結んでいまして、そういう各家庭に食料を配給するだとかのお手伝いを、市町村職員のほうがお手伝いをするというサポート体制の協定を結んでいましたが、実績はゼロなんです。そこまで行く以上に保健所が混乱をできてしまっていて、とてもそういう、何ていうんですか、サポートまで配慮ができなかったのが現状じゃないかと思っています。今後は、この協定も基にしながらでも、サポートが必要な人の情報が入れば、町としてもそういう応援体制を組みながら、暮らしや、それから、元気になれるまでのサポート、こういうことはやっていくことは、今でも協定を結んでいますので、やっていく必要があるのではないかと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今、町長、協定結んでるって言われましたが、協定は県と保健所が協定結んで、今みたいなサポートするってことですが、要は町と保健所、町と県との協定結ばんと、県の今まで、これ、事業でしょう。それ飛び越えて、要は、町が何にも分からんだがん。細田元教が濃厚接触者であると、かかったと。情報が入ってないと思うんだけど、これが分からんと一つもできんと思いますけども、町との協定はどのような協定結んでおられます。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。この県との協定の件ですけども、こちらは、ちょうど第七波が拡大する前、今年の1月25日、県との新型コロナウイルス感染症在宅療養者に係る連携事業に関する覚書というものを県知事と町長の間で締結しております。この内容は、特に在宅

支援に関わる部分の覚書でございまして、一番は、個人情報のやり取りのところが一番ネックになるところでございしますが、この情報を速やかにいただければ、この覚書に基づく買物支援とか、様々な支援ができる覚書となっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） そこまでやっとして、町長の今の答弁では、その買物支援等がゼロだと。私の漏れ聞いた、地域の漏れ聞いた中では、夜な夜な人目を忍んで、地元のコンビニ行かずに、遠いところのコンビニ行って、買物、だって食料が冷蔵庫の中空っぽだったという。そんなんしてやってんですよ。生かされてないじゃないですか。これは健康福祉課とは、こんな全然連携されんですか。そこが分からない。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。健康福祉課としましても、県との協定に基づいて仕事をしておりまして、そういった情報が入ってきませんので、支援のしようがないというのが正直なところです。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これが、町長、現実でして、今みたいに、9月9日以降、重症者は県に上がってます。あと軽症者は、これは、コンタクトセンターというところに、あれ、自分が登録せにゃいけん。もし、自分が今まだ無症状だと、でも、濃厚接触者だけでも、そこに登録してないと。濃厚接触者は保健所が、たしか1週間か10日動くなでしたよ、俺も経験があるけど。そんなときに、町も何にもその情報を知らない。それで町民が、こういう人やちが守られるだあかと思う。そこをもうちょっと町と県と保健所との、誰々さんがかかっとなってこういう状態ですというようなことを連携してもらいたいっていうか、協定を結んで、我が町の町民がもしかかっても、大丈夫というシステムつくっていただきたいと思うけど、これは可能でしょうか。全部県がしたからパンクしたんでしょう。保健所がパンクしたんだ。保健所の職員もクラスターが出たの。それをもうちょっと市町村を信用してやればできたと思うんだけど、それについて、町長、もうちょっと県とすり合わせしながら、我が町の町民だけでも守ってほしい、こういうところが私の願いですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。時系列的に言えば、足かけ3年になるわけですし、一番最初は、コロナにどこそこの何々がなったというだけでアパートを追い出されたりその地域に住めなくなるような、非常に人権侵害にも及ぶような事案がこの近辺でもありました。そういうことに

非常にやはり県としては神経をとがらせたことがあったんだろうと思っています。私もこれまで、例えば南部町で何件、今、陽性者がいるっていう情報がない限り対策の打ちようがないっていうことでずっと言ってきましたけれども、南部町は1万人の町かもしれないけれども、3,000人を切る町であれば、1件ありますって言えば大体誰なのか分かってしまう。そういう個人情報が特定されたときに、その方が不利益を被るようなことがないようにということで、当初は市町村の数字も言わずに、米子市の市部は言うけれども、西伯郡で何人という表現がずっと続いていました。やっと南部町の1週間当たりの数字を公表するようになり、最後に、それではこれから爆発的に増えていくの中で対応ができないということで、県に申し上げて、一つの町単位で数字を出して、新聞等にも公表して皆さんに注意喚起を払うというようなシステム、やっとこさ動いたところです。

やはりベースには個人情報の問題が一つにありますし、2つ目には、先ほど細田議員がおっしゃったように、私も最終的に本当のところはよく分かりませんが、保健所がもうパンクしてしまって、その個人情報を、じゃあ、南部町に伝えてサポートしようというところまで行かなかったのではないかという意見も聞いております。そういうことも含めて、このままでやっても、最終的に患者さんを、ふだんの暮らしを守れないということで、平井知事が最終的にこのような方向で判断されたのではないかと、こう思っています。ですから、今のシステムの中で、うまく生かしながら情報を共有するようにすることが必要ですので、またこういう会議を基にしながら、これが生かされていないんじゃないかということは、私のほうからも提案してみたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これね、ぜひともこれ知事に、私、平井知事が、びっくりしたのよ。本当に県民目線で、住民目線でいろんなことをされたのが、ぽんと切っちゃってね。おいおい、なら残された人どうするだ。後は自分で勝手にしてねっていう感じですが。ほんなら、かかった、あんた軽症者だから自宅待機しなさいと。コンタクトセンターに連絡しなさい。わしゃ、無症状で元気だからそんなもんせんでもええわと。堂々と働きに出たり、みんなと接触して、みんなと会食して、ほんなことしたら、それがまだコロナ入っちゃったら一発でまた爆発します。それでことでできていいのかな。今までのように保健所が対応して、危険度がきちっとしとったら、それでも連絡が来よった。それがなくなっちゃった。65歳以上でもね、かかってても元気な人もおるん。基礎疾患あっても元気な人もおるん。妊婦の人はちょっと違いますけどね。そんな中で線引いて、後は自分でしてや、えらい乱暴だなと思って。これは我が町じゃちょっと困った

なと思ってこういう質問したんですよ。町長や健康福祉課長は認識しておられるようですので、これはもうちょっと県と協議してでも、この対応をしっかりとさせていただきたいと思います。

後は、フローチャートのように具体的にお聞きます。私が、ちょっと今日、喉がいがらっぽい、おかしいな、ちょっと熱見たらいつも36度ぐらいだったに37度になったと。どこ行こうかと。まず、ほんなら近くに西伯病院がございますので、なら、西伯病院に発熱外来に行ってきました。その発熱外来行ったときの私の対応は、病院としては、今度はどのような流れになるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 病院事務部長でございます。西伯病院のほうにおいでになった、発熱外来においでになったということで、具体の、先ほど議員おっしゃいましたように、重症化リスクのある方、重症化リスクのない方、大きくこういうふうな分けに、9月の2日からそういうふうな、鳥取県のシステムでそういう運用になったということでもありますので、西伯病院のほうはそういう、来られた方が本当に65歳であるのか、あるいは妊婦の方か、これはすぐ分かるわけなんですけれども、入院を要する方か、あるいは重症化リスクがあって、かつコロナ治療薬や酸素投与が必要な方かどうかは医師が判断して、それで医師のほうでそういう方であるということであれば、その後適切に、入院なのか、それから、在宅療養なのか、それから、宿泊療養なのか、そういうふうに分けをさせていただくわけなんですけれども、来られたときに検査をするわけなんですけれども、当院のほうは、発熱外来もですし、それから、無料検査もですし、民間のR0というところの外部委託で検査を出しています。ですので、通常、次の日に検査結果が分かります。ですので、最初にファーストタッチで来られたときに、議員もお手元にお持ちかもしれませんが、医療機関から陽性になられた方への配付用ということで、これ県のホームページにもありますけれども、陽性となられた方へということでチラシができております。そのチラシを無造作に渡すのではなくて、丁寧に説明して、仮に陽性になったらこういう点に注意してくださいよ。いろいろ今、細かくは言いませんけれども、登録の仕方、すみません、それが60……。さっきの4つの類型でない方については陽性者コンタクトセンターに登録していただくことになりますので、その登録の仕方ですとか、QRコードもついてるようなチラシですけども、それを渡して、一旦はお帰りいただくことになるんですけれども、それで次の日陽性になったら連絡をしますので、改めてまた病院のほうから丁寧に説明しまして、コンタクトセンターに登録されてあるような人であれば、お願いしますよ、必ず登録してくださいよというような連絡をさせていただきます。それに加えて、その方に御家族がもしおられたら、病院のほうは国から無料検査キット、抗原検

査の検査キットを頂いておりますので、御家族の方が何人かおられたら、4つ、5つ、ですけど、1箱5つぐらい入っているんですけど、その検査キットをお渡しして、その方に症状が出たら、また検査キットをお使いくださいというような説明をさせてもらっているようなことに。検査キット、また、取りに来ていただくことになるんですけども、そうやって検査キットも渡して、丁寧にそうしたところにつなげていくというようなことを、最初来られたときに説明をさせていただくことになっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 私、65歳、72歳で、西伯病院に今の状態で来ました。検査って言われましたが、検査はPCR検査ですか。それとも、ちょっと息苦しいんじゃないけど、したら、恐らく血中酸素濃度測定器されるんじゃないかと思う。それも90%切ったたら、肺にもしも、片肺が云々ならば、レントゲンも撮らないけんと思いますけど、そういうことまできちっとされるんですか。それによって、あんたは西伯病院入院、それともホテルとかはどこが判断するんですか。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 病院事務部長でございます。先ほどこっちと説明不足で済みませんでした。病院のほうで、先ほど、発熱外来で来られて診察したときに、そうした判断をさせてもらって、入院を要する人であれば入院をしてもらいますし、そうでない方は宿泊療養、あるいは自宅療養というようなことで、そこは分けさせてもらうようになります。在宅療養の場合は、そこで薬等、解熱剤だとか必要なものがあれば、そこで薬剤の処方もしてもらいますし、そういうようなことで、もし、もちろん分けは分けるんですけども、一旦そういうふうで、64歳以下の方がそうだということで、自動的に陽性者コンタクトセンターになるのではなくて、逆に、すぐ体調に異変があれば、再び受診していただくというようなことで安心を届けるような説明をしていっているようなところでございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） こんなね、やっぱり具体的に聞いて、町民さんが安心していろんなことをしてもらおうとお聞きしますが、要は熱が出た、痛い、来て、検査いったらまずPCRされと思う。そうで、血中濃度すると思う。息苦しいだったら、恐らくレントゲン撮られると思いますけども、それともCTか知らないけど、そこまでは病院としてされますか。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 当然そういうふうで検査させてもらって、血中酸素濃度も調べ

て、重症化リスクがあるかどうか、そこは医師の管理の下、しっかり当院のコロナ病床のほうで入院して診ていくというふうなことになるかなと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） ほんなら、病院に入院させる、またはホテル療養っていうのは、西伯病院が決定するんですね。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） すみません、説明不足で。そういう分けは、基本的に保健所ということになります。保健所のほうが、先ほど言った4つの場合は、これまでどおり感染症に基づく医師の発生届というような流れになりますので、そこは保健所の決定ということで、そういう扱いになります。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は、私がいたしなって、そういうコロナみたいなの、コロナになったと。そうで、どうも息苦しいと。レントゲン撮ったらどうも肺が半分真っ白けになると。後は、その報告は、医療の報告は保健所に言って、後は保健所がその本人に、あなたは肺が半分真っ白だから入院ですよ、また、ホテルに行きなさいと。なら、保健所が判断、からの連絡待ちですね。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） おっしゃるとおりでございます。これまでどおりその流れは保健所からの連絡ということになります。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） なら、私の場合はそれで完結しました。私には、妻もおりますし、孫も来ますし、子供ももしもおったとしたら、濃厚接触者になりますね。濃厚接触者に対しては、保健所から、あなたは濃厚接触者ですので、行政のPCR検査をどこどこに何時に受けてくださいっていう連絡が私には前あったんですけども、今もそのまま変わりはありませんね。これ誰、こっちに聞いたらいいか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。今までのように、クラスターに関連するような施設の場合と、あと、それぞれ個人ごとの自宅での感染の場合とまた対応が変わりまして、例えば、それぞれの個人の方が陽性になられたケースは、先ほどありましたとおり、各病院等から抗原検査キットを渡していただきます。その抗原検査キットを持って、体調が不良だな、あるいは

ちょっと熱っぽいなっていうときに使っていただくような形になることと聞いています。しいまして、行政でのPCR検査というのは今のところ実施されていないということを聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これちょっと認識が違ったな。私の父ちゃんが、私が感染者です。そばにおる妻と孫や子供は、濃厚接触者になったと。保健所が連絡がありまして、何月何日米子港のところにありますので、PCR検査するところが。そこに行政ということで行ってくださいというのがあったのが、9月6日か2日か知らんけど、その辺から変わったんですか。抗原検査キットだけで、あんた判断しなさいってことになっちゃったんかな。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。以前は、やはり積極的疫学調査の範疇を含めまして、特に家庭内の方に関しては、速やかに行政検査ということで、議員おっしゃいましたとおり、米子港等で行政検査やっておりました。その後、やはり感染状況が拡大してきたことによって、その対応はなかなかできなくなってきたことも含めて、個人ごとの陽性の方に対する御家族には、抗原検査キットをお渡しして、その中で5日間の待機期間で、健康状態が変化した場合使っていただくということで抗原検査キットを渡されるということを聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は濃厚接触者はPCRを受けに行きなさいという指導じゃなしに、抗原キットをお渡ししますので、毎日かどうか知らん、5日間たったらそれで陽性か陰性かを見て、陽性ならば行きなさいということのように変わったということで解釈していいですか。前田課長はえらいうなずいちょうなるけど、そういうものかな。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。9月2日から全数把握をしなくなってからそのように変わっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は9月2日の知事の発表以来、簡素化でPCRよりも抗原キットでやりなさいということに変わったと、分かりました、認識しました。

もう一つ、これ、私の例で言いましたが、この間、ちょうどこのぐらいが始まった頃、南部中学校で感染が出まして、これは公表されましたですね。学級閉鎖になりました。ちょうどこのような頃だったと思う。これにしての対応は、この9月2日以降、どのように変わったかを教えて

もらえませんか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。児童生徒、それから学校、教職員含めて学校関係者と言っておりますが、学校関係者に罹患があった場合の対応については、9月9日から変わったということはありません。学校関係者の罹患があった場合、必要なPCR検査等を行政にしてもらう。つまり学校一斉検査と言っておりますが、学校検査を実施しております。それに基づきまして、今後の対応について保健所と相談をして手を打っていくという形になっております。変化はありません。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） どうやら学校と家庭とは違うみたいですね。学校いったって、子供が家庭で感染して学校、分かった場合は、PCRだ。家庭では抗原キットだ。この差っていうのは、精度が一番いいのはPCRなんです。これに対して学校の、要はそれから学校が、生徒が、生徒で学校中広がらんためにPCRで検査して、それ以上広がらんようにすると思うんですけど、抗原キットは、あれ、精度あんまようないだんな。その差っていうのは、9月の2日以降そのように変わったというふうに解釈、理解していいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。まず初めに、学校関係、あるいは保育園、社会福祉施設、病院等、この施設は、やはりクラスターの懸念が非常に高いということで、あらかじめクラスターチーム、機能別のチームがございます。そのチームが行動しながら、対象となる子供たちにPCR検査を行います。一方、御家庭のほうなんですけども、やはり家庭内の感染というのは、当然家庭内で発生すること多いことから、やはりPCR検査をしますと1日以上結果を待たなくてははいけません。ところがこの抗原検査キットというのは15分で判定ができます。ですので、一番体調不良のウイルス量が多いと思われるときに、鼻にくりくりっとするタイプのものだと思うんですが、これで15分程度ですぐ判定できますので、そういった観点でもこの抗原検査キットを使うというのは、使い方によっては有効な検査結果になろうかと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今、抗原検査キットを使うことを教えてもらいましたが、今、菌が、要は潜伏期間とかあるんだけど、それは濃厚接触者は大体何日ぐらいにこれをやったほうが菌が出やすいっていうか、判定しやすい、そういう基準はありますか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。最近言われる陽性前の行動経過、何日遡って行動経過を確認するかということで、大体ウイルスの状況っていうのが分かると思うんですけども、以前ですと、72時間、3日前から遡って検査をしておりましたが、ここ近年、48時間、2日前からの行動確認となっております。したがって、例えば陽性になられて、濃厚接触者になられて、その2日経過後あたりから体調不良がもし出れば、そのときに抗原検査キットを使われると有効な判定になるのではないかと判断をしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 一つ一つこのように、要は濃厚接触者の人は、誰かが発生した2日後に抗原キットをやれば大体よく分かるということを確認しました。それでいいですね。そのようにうなずいちょうなあけん。そのように解釈してよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。この2日というのは、あくまでも現状の陽性者の行動の遡りですので、一番出やすいタイミング期間だとは判断をしております。ただ、それぞれの方のやっぱり体調だとか特性によって発症されるタイミングも様々あると思います。したがって、使われる時期というのは、やはり自分自身の、平素の健康状態を把握される中で、ちょっとおかしいなって思われるときに使われるのが一番いいのかなと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時24分休憩

.....

午後3時24分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 元に戻しますけども、大体私の家族が感染したときのフローチャートみたいなのはよく分かりました。一番心配なのは、私が感染しましたが、濃厚接触者とかあんなのが、また無症状の人の対応。9月2日以降は県に報告上がってません。この対応が今町長も一番心配しとったところですが、この人がある日突然爆発したら、一発になっちゃうんですけども、この人の追跡じゃないですけども、この人の意識を町として、だも、こういうことをきっちとアピールしてあげんと、特に誰でも、わしゃ全然関係ない、ワクチンも打ってるしもう無症状だと。で、ふだんどおりの生活を。だけど、連れ合いとか家族が感染していると、その対応を

町としてはどうしたらいいでしょうかっていうのが一番聞きたいとこなんですけども、これ誰が答えたらいいのか分からんですけども、やっぱりわしは健康福祉課じゃねえかなと思うけど、健康福祉課にその情報がないって言いなあだけん、どんなもんでしょうか。誰か答えられる方々お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。議員が言われますのは、濃厚接触者の方の自宅待機についてだと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（11番 細田 元教君） でもええし、かかった人の周りでもいいや。いや、無症状の人の対応よ。

○健康福祉課長（前田かおり君） ちょっとうちのほうでは把握ができませんし、広く広報を使って自宅待機の必要性だとかいうことを訴えていくしかないかなというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） あんね、ここが一番、町長も一番悩んじゃうなあとこだと思うんだけど、例えば、今学校で言いました、保育園でもありました、うちげの施設等でもありました、クラスターが出ました。けども、全然無症状で。自分はワクチン4回しとる。その人やちの追跡じゃないですけど、対応は、何とかしてあげんと、その人が場合によっては爆発したときなんかは困っちゃうんですが、そのときの町としての対応は、考えることはありませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 2 8 分休憩

.....

午後 3 時 2 9 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。ただいま細田議員からいただいた質問をちょっと確認いたしますけれども、陽性者で症状が出ていない人が、65歳以上の方とか、先ほどの4つの、そういうパターンの方は全数把握をされますけれども、それ以外の方でコンタクトセンターに登録をされなかった人。先ほど言った2.数%の……（「今はな」と呼ぶ者あり）ということ、これの対応を何かできないかと、そういう質問だったというふうに理解いたしました。これについては、例えばこれまでも自主的に無症状の方がPCR検査を受けた、けどもそれで陽性だったと。これも、この方はどこにも届けないと分からないというような実態もあったと思います。

これをゼロにするというのは非常に難しい話だとは思いますが、町のほうとしては広報等で、ホームページで、そういった2.数%の人も危険性があるから、コンタクトセンターに届けていただくような広報をしたいと考えております。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は、自分で早くコンタクトセンターに届けろっていうことですが、一番大事なのはそこだけ、コンタクトセンターにさえ届けば、後は県はすごい業務でばあっとやっちゃうのは分かりました、この文章見たら。けど、そん中で、その数%かもしれん、知事のこの間のニュースでは、九十何%だったかな。けど、それは最初だからな、物すごいやったと思うけど、これから慣れっこになれば、分からんだん。そんときに町民が、私はあんとき陽性っていうか濃厚接触者でなったけどコンタクトセンター届けてないと、ちょっと熱っぽになったけんPCRを受けたいと、町にとか保健所に連絡したときに、その人はスムーズにそういうことができるのかな。そういう人をそうして助けてやりたいんだが、それが可能かどうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。仮に途中で体調不良になって、また発熱されたということであれば、一般の病院の発熱外来への通院等をしていただいて、そこでPCR検査を受けると、恐らくそれだけの状況ですので、すぐに陽性になる。また、次のコンタクトセンター、あるいは療養に係るケースの流れになっていくと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 原点に戻れということですね。分かりました。要はそういうことで、全然もうそういうことで無症状で何にも元気だからってコンタクトセンターにも連絡しなかったけども、また熱が出た、いたしなったと、そしたら西伯病院に駆け込めと、それが一番だと、ように解釈していいですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。非常に悩ましい部分も確かにありますが、行政の中では町がやる部分、県がやる分、いろいろ難しいとこだと思っています。非常に死亡者が増えてるっていうことが、やはりこのきっかけだという具合に皆さんと共有したいと思っています。私の関係している企業の鳥取の女性が、50代前半でしたけれども、盆前に急に亡くなりました。8日に熱が出た、息子さんが熱が出て、これから迎えに行かせてくれということで休暇、どうせ濃厚接触者で10日間はお出でこれないねっていうことで、義務免申請をしてそのまま帰られたのが最後になる。お盆の14日ぐらいに急変をされて15日に亡くなられたということで、非常に私も信

じられないなど。50代前半でそんなに簡単に人が死ぬものかなと思いました。そのように、やはり急変したときにきっと入院できなかったかもしれない。詳しいことは全く聞かれないものでして、私も分かりませんが、そういうことが、やはり私たちの知り得ない中でたくさん起こってるんじゃないかと思います。命を守るという視点から考えれば、先ほどから議論があるように、無症状の方もおるかもしれません。しかし、急変に備えて対応をするということがやはり大事なことだろうと思っています。県とタッグを組んで、ウィズコロナの中でもやらなくちゃいけないかもしれませんが、個人情報だとか、そういうものも大事にしなければいけない事項であることには変わりありませんので、十分連携を取りながら、行政、いわゆる基礎自治体がやれる範疇の中で、健康福祉課等を中心にしながらやっていこうと思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） よく分かりました。要は本当にそういうときになったらね、決められたとおり、コンタクトセンターになんてかと言って、そうせんと療養証明書やちも出てこんな場合がありますので、よろしくお願いします。

それで、あと、ウィズコロナなんですけど、アフターコロナにしようと思ったけど、ウィズコロナ。町は過去にも、盆、正月に帰省するときにはPCR検査の補助しました。今、最初、亀尾議員との質問の中でも、県が、9月末までそういう県外行った人やちは無料のPCRがあると、それが延長になっただったかな、そういうふうに言われたんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。無料のPCR検査に関しましては、現在のところ9月の月末までです。ただ、今後の状況、あるいは感染状況や様々な環境の中、今後検討されると思います。それ以外は、例えば福祉施設やあるいは介護施設に対するPCR検査の100分の100、10分の10の補助については、10月の末までということを聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 要は無料の検査が県は9月末まで。そうで、ウィズコロナで一番欲しいのは、私たちが、これからもう、だって、国や県が往来自由みたいになっただがね。極端な話、南部町民が県外へいろんなことで出た場合、遊びも含めて旅行も含めて出張も含めて。そういう人たちに町としてPCR検査を補助とか、また、無料とか。今、防災監は西部で35か所そういうところがあるって言われましたが、そういうところにそういう町民は行ってもいいでしょうか、無料で。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 議員おっしゃるとおり、無料のPCR検査を受けていただければ結構かと思います。その中で、南部町内の施設に関して、もう一度説明させてもらってもよろしいでしょうか。この時間を使って。

○議員（11番 細田 元教君） どうぞ。

○防災監（田中 光弘君） 現在、南部町内には、この無料PCR検査を受けれる施設が2か所ございます。まず1つ目が、法勝寺内科クリニック、こちらのほうは月曜から水曜、金曜、土曜の11時半から12時半の1時間検査をされています。したがって、この検査を受けられるときには、事前の電話により受検のほうをお願いいたします。

次に西伯病院でございますが、西伯病院に関しましては、月曜から金曜日の11時から12時の間。それと、15時から16時の間の1日2回実施をされています。ただ、西伯病院の場合は、完全に予約受付となっておりますので、平日の9時から16時の間に予約申込みをしていただいて、検査のほうを受けていただけるようよろしくお願いいたします。この2か所以外にもし受けたいところが、この2か所が受けれない場合に関しましては、一番たくさん受けれるところが、米子市の米子港で実施をしています、県のR0での検査会場となります。こちらの会場については、毎日8時から13時まで、それと、14時から17時、それと、もう一つは、17時半から21時までの3段階に分けて、数多くのPCR検査が受けれることとなっておりますので、南部町内で受けれない場合は鳥取県のホームページから予約ができますので、そういった検査を受けていただければ結構です。これが9月末までです。（「これも9月末」と呼ぶ者あり）はい。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） ああそうか、今、防災監が言われたのは、県が無料の分は、9月末まで。今言われた西伯病院、法勝寺内科クリニック、米子港R0。9月末までは県が無料でしてあげますと。けども、これからウィズコロナで誰も出ちゃうんだがんな。そういう場合の南部町としての対応を、そういうので地方創生交付金、コロナ臨時交付金とかが活用できれば、半額でもいいからこういう助成制度が必要だと思いますけども、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も度々出張の帰りに9時までやっている米子港でやると、平日であれば次の日の朝、メールが入ってきています。専門家の方に、PCRと抗原検査は何が違うのかっていう話をしたときに、簡単に言えば、抗原検査は陽性の確認、PCRは遺

伝子を増幅させるので陰性の確認なんだそうです。ですから、陰性を確認したいのであればP C Rをしなければいけないと。ですから、少し発症があって喉が痛いといったときには、今、品物が非常によくなったんで、抗原検査キットで十分ですと。それから、治ったというチェックには、今度はP C Rで陰性の証明を取ることが望ましいということを知りました。ですから、私たちがこれからウィズコロナの中で、喉が痛いとかせきが出るといった症状が出たときには、これは抗原検査キットで陽性なのかを判断すればいいのではないかなと思っています。今後の発症状況や鳥取県の取組が継続するかどうかを考えながら、町民の健康を守る事項ですんで、前向きに考えていこうと思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今みたいに、抗原検査を最初にやってえなと、それを今度、県との協力で前向きにやるってお聞きしましたので、安心いたしますが、ほんならば、私は、今度は交流になるとな、こんな交流になれば、どうしても心配でいけません。そういうときには抗原検査キットを、あれまともに買うと2,500円だったな。それを領収書を持って、いざいうときにはそれが町としては半額補助とかいうのを早めに検討するという確約が欲しいですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。御存じのとおり、経済も止めてはならない、今、旅館業は瀕死の重症です。借りたゼロ金利も、いよいよ返さなくちゃいけない時期が来て、もう待たなしの経済状況に置かれてる皆さんのことも考えれば、国が今決めましたインバウンドを上限開放するっていうのは、G7の中で日本だけがいまだかつてこんなことをやってると批判も受けてるんだろうなと思います。鳥取県がこのままR0を使った無料であったり、こういうことを続けてほしいということも、私としても言い続けなくちゃいけないと思ってますし、まずは、このコロナがどういう状況に陥っていくのかということだろうと思っていますので、十分に注意しながら、今議員のおっしゃった、真意は町民の健康を守るということに尽きると思いますので、まさに行政の使命だと思っていますので、安心して過ごしていただけるような対策を今後とも考えていこうと思っています。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今日の一般質問については、フローチャートのように、もしもなったときはどうしたらいいか、県が方針を変えたときの町民の対応についてから、ウィズコロナで県も国もG o T oトラベル等で解禁しました。それに対する町民を守らないけん立場から、町

長は検討すると、早めに検討するって言われまして、町民の皆さんはこれをもって安心してどこでも行かれるんじゃないかなと思っておりますので、この期待を裏切らないようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、11番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

次に、まだ日程がございますが、少し準備もありますので、10分間休憩を入れたいと思います。再開は55分といたします。

午後3時47分休憩

午後3時55分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

8月22日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算

常任委員会に付託いたします。

日程第 6 発議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 6、発議案第 9 号、安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第 9 号の提案をさせていただきます。そのことに当たり、今回、この発議案の意見書の中身から、最終日に議決することが中身とずれてきますので、この発議については日程を変更していただいて、今日発議させてもらおうということになりました。そのことについて、真摯に対応してくださった議長をはじめ議会運営委員長、皆さんに、感謝の意を述べておきたいと思います。

以上、読み上げて提案とさせていただきます。

.....

発議案第 9 号

安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 9 月 13 日 提出

提出者	南部町議会議員	真 壁 容 子
同	同	亀 尾 共 三
同	同	白 川 立 真
同	同	長 束 博 信
同	同	米 澤 睦 雄
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——別紙を読み上げます。

.....

別紙

安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書（案）

岸田政権は、安倍元首相の葬儀を「国葬」とし、９月２７日に日本武道館で行うことを閣議決定した。

安倍元首相の「国葬」については、①個人の葬儀を国が行う根拠法が存在しないこと②特定の個人の葬儀費用を税金で執行することが、法の下での平等、財政民主主義を定めた憲法に反すること③政治家の業績に対する評価はそれぞれ違いがあるのは当然であり、時の政府が行うことは、国民に故人への弔意と礼賛の強制につながりかねず、政治的利用につながり、国民の思想信条の自由を侵しかねないこと等が、指摘されている。閣議決定以降も、「国葬」の賛否については、大きく国民世論が割れており、日増しに反対の声が多くなっているのが各紙の世論調査でも明らかだ。

地方政治の一翼を担って、日々、住民の命とくらし、人権、民主主義を守り、活動する地方議会としても、法的根拠のない「国葬」を認めることはできない。

よって、政府に対し、安倍元首相の「国葬」を中止することを強く求め、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和４年９月１３日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

.....
以上、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑はないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１０番、板井隆君。

○議員（１０番 板井 隆君） １０番、板井です。この、先ほど出ました「国葬」の中止を求める意見書に反対で討論をさせていただきます。

最初に、去る７月８日、参議院議員選挙で、奈良市において応援演説中に銃撃に遭い、非業の死を遂げられた安倍晋三元首相に心から哀悼の誠をささげさせていただきます。

まず、国葬とは、その名のとおり国家が喪主となって行う葬儀です。故安倍元首相は、憲政史上最長の8年8か月、首相の重責を担い、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基盤とした戦略的外交の展開を主導し、大きな実績を残されました。諸外国から敬意と弔意が表明され、国の公式行事として開催し、海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を行うことが適切だと岸田首相からの見解から、国の儀式として国葬を表明されました。

先日8日に国会閉会中の参議院議院運営委員会で、故安倍元首相の国葬に対する審議に対し、地元の舞立昇治参議院議員が質問をされていましたので、質問の内容を引用して、意見書への反対をさせていただきますと、意見書の1、国葬の法的根拠についてであります。舞立議員は、国葬儀をやっている、駄目だとかの法的根拠はないが、過去の内閣葬も同じで、現行法上特に禁止法もない中、国の儀式を行うのは一般的に行政権の範囲に含まれており、内閣府設置法4条3項に、国の儀式に関する事務行為が明記されていることから、内閣が決定すれば閣議決定を根拠に国葬を行うことができる。法的には問題はないと岸田内閣の決定を支持されていました。ただし、国民の意思がある程度賛同されるべく、十分な説明と国会での審議は必要である。特に国民への説明は、今後も丁寧に続けることが必要と思うとも指摘されておりました。

次に、2点目の、葬儀費用を税金で執行することについては、法の下での平等、財政民主主義の憲法に反するについては、国葬は国家が喪主であり、喪主が葬儀費用を支払うのは国民の理解の下、至極当然であると思ひ、憲法に反するわけではないと思ひます。ここは私の見解です。

次に、3番目、国葬は、国民に個人の弔意と礼賛の強制につながるのと指摘に対しては、さきの委員会で岸田総理は、国民一人一人に弔意の表明を強制するものではなく、喪に服することも求めない。国葬の実施で内心の自由を侵害されることはないと思ひますとの答弁でした。

今日この場で討論を考える当たって、両議院の国葬審議や世論の反応などしっかりと勉強をさせていただきました。国葬の是非については、賛成反対は当然であると思ひますが、最終的に国葬として決断された大きな要因は、世界260の国、地域、団体から、1,700通余りの弔電が送られており、安倍家御家族に対する弔意と日本国民への哀悼の意、ここが私は大切だと思ひます。日本国民への哀悼の意が込められていたとの岸田総理の答弁でした。

もう1点、付け加えると、私ごとではありますが、町内事業者で働く外国人実習生、これ、ベトナム人で20代の若い3人との交流がありますが、安倍元首相が死去された当日、涙を流しながら、私たちは安倍さんのおかげでここにいる、ベトナムの経済発展に力を入れ、ベトナム国民は感謝をしていると言っていました。本当に涙を流して残念がっていました。それだけ海外では慕われていた存在であったと、正直驚きと、安倍元首相の外交への偉大さを改めて肌で知ること

ができました。

もう一度、東日本大震災からの復興、日本経済の再生を果たされた安倍元首相。ぜひ皆さんも、故人の悪いところばかり見ないで、これまでの業績と、国葬で参列いただく外国要人と岸田総理の外交での成果を期待しながら、国の儀式である国葬に賛同していただきたいと思います。

よろしく願いをして、意見書に対する私の反対討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 6 番、長束です。私は、発議案第 9 号の安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書（案）に賛成の立場で述べさせていただきます。

この国葬については、国民へのアンケート調査で、過半数を超える人が反対すると報道されています。国葬とするからには、まず、日本の国民の大多数がこぞって弔意を示されるような姿ではないかと考えますが、この国葬に至る経緯が私には理解できません。国葬ですから、文字どおり国の行事です。当然、国会において審議し、決定されるべき手順のものではないかと考えています。とても早い段階で自ら主導した説明では、先ほどもありましたが、内閣設置法において国の儀式を行うことができる規定で閣議決定したとしていますが、意見書（案）にもあるとおり、決定の根拠が不明確です。不明確であるからこそ、国会で論議し決定すべきものでした。結論を急ぎ過ぎたのは明らかであります。内閣設置法について、憲法学者で日本公法学会理事長の長谷部恭男氏が、国の儀式に関する云々で、事務に関することを内閣府の所掌事務とする条文、内閣設置法 4 条 3 項 3 3 号があるから、改めて国会による議決は必要ないとのことであるが、この条文は、国の儀式として国葬を行うことが決まった以上は、その事務は内閣府が行うことになると言っているだけであり、国会を通さずに国葬を行うことを内閣限りで決められる根拠にはならないと述べています。立法府の関与が必要なのです。岸田首相は、批判は謙虚に受け止め、丁寧に説明すると何度も言われていますが、どのように説明されるのか、これまで話してる以上の内容、根拠はなく、国民の皆さんに納得してもらえるのか疑問に思います。

また、国民に弔意を強要するものではないと言われ、各省庁には指示していないとのことですが、それであるならば、国葬とする意味が逆に問われかねないのではないのでしょうか。国葬ではなくて別の形で行う葬儀であっても、安倍元首相への弔意は国民の皆さんから十分に得られるものとするものです。

首相の常の言葉として、信頼と共感を得る政治を目指すのであれば、今からでも遅くはないです、この国葬を中止する決断と実行する勇気を出すべきと思います。

以上、私はこの意見書（案）に賛成するものです。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許しますが、発言者ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第9号、安倍元首相の「国葬」中止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

-----・-----

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして、本日の会議日程の全部を終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日14日からは予算決算常任委員会をさせていただき、付託されました議案につきまして御審議をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時13分散会
